

## 電波監理審議会（第1081回）議事録

### 1 日時

令和2年9月9日（水）15：00～17：53

### 2 場所

Web会議による開催

### 3 出席者（敬称略）

#### (1) 電波監理審議会委員

吉田 進（会長）、兼松 由理子（会長代理）、長田 三紀、  
林 秀弥、日比野 隆司

#### (2) 審理官

藤田 和重、長屋 文裕

#### (3) 総務省

（情報流通行政局）

秋本 芳徳（情報流通行政局長）、湯本 博信（大臣官房審議官）、  
犬童 周作（総務課長）、林 弘郷（地上放送課長）、  
吉田 恭子（衛星・地域放送課長）、廣瀬 照隆（地域放送推進室長）

（総合通信基盤局）

竹内 芳明（総合通信基盤局長）、鈴木 信也（電波部長）、  
吉田 正彦（総務課長）、布施田 英生（電波政策課長）、  
片桐 広逸（基幹・衛星移動通信課長）、翁長 久（移動通信課長）

#### (4) 事務局

高田 貴光（総合通信基盤局総務課課長補佐）（幹事）

#### 4 目次

(1) 開	会	1
(2) 諮問事項 (総合通信基盤局)		
① 無線設備規則等の一部を改正する省令案 (L帯非静止衛星システムの高度化)		
	(諮問第26号)	2
② 無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案 (920MHz帯小電力無線システムの高度化に係る制度整備)		
	(諮問第27号)	11
③ 5G等の新たな電波利用ニーズに対応するための臨時の電波の利用状況調査の評価		
	(諮問第28号)	18
(3) 報告事項 (総合通信基盤局)		
① 「周波数再編アクションプラン」の見直し		33
② 航空機局等の無線設備保守規程に係る無線局の保守の実施状況		43
(4) 報告事項 (情報流通行政局)		
	令和元年度民間放送事業者の収支状況	49
(5) 付議されている審査請求に関する審議		62
(6) 議決事項		
	審理官の任命について	71
(7) 閉	会	73

## 開 会

○吉田会長 それでは、ただいまから電波監理審議会を開会いたします。

新型コロナウイルス感染症の感染対策の継続が要請されていることに鑑みまして、本日の9月期定例会議につきましても、電波監理審議会決定第6号第5項のただし書に基づきまして、委員全員がウェブによる参加とさせていただきます。

本日の議題はお手元の資料のとおり、諮問事項3件、報告事項3件となっております。

また、その他にも審議すべき案件がございますので、委員の先生方におかれましては、諮問、報告事項の審議が終了しましても、御退室にならないようよろしくお願いいたします。

本日の進め方につきましては以上でございますが、何か御質問、御意見等がございますでしょうか。

よろしければこれに従って進めたいと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、審議を開始したいと思いますのですが、その前に、総合通信基盤局におきましても人事異動があったと伺っております。つきましては、大変恐縮ではございますが、簡単に御挨拶を頂戴できればと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

○竹内総合通信基盤局長 7月に総合通信基盤局長に着任いたしました竹内でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○吉田会長 よろしくよろしくお願いいたします。

○鈴木電波部長 同じく7月に電波部長に着任いたしました鈴木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○吉田会長 よろしくお願ひいたします。

○吉田総務課長 同じく7月に総合通信基盤局の総務課長に就任いたしました吉田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○吉田会長 よろしくお願ひいたします。

○翁長移動通信課長 7月に移動通信課長を拝命いたしました翁長でございます。本来なら先生方の皆様に直接御挨拶すべきところをウェブでの御挨拶となります。御了承ください。失礼いたします。

○吉田会長 ご挨拶どうもありがとうございました。

## 諮問事項（総合通信基盤局）

（1）無線設備規則等の一部を改正する省令案（L帯非静止衛星システムの高度化）

（諮問第26号）

○吉田会長 それでは、審議を開始いたします。

まず、諮問第26号になりますが、無線設備規則等の一部を改正する省令案につきまして、片桐基幹・衛星移動通信課長から御説明をお願いいたします。

○片桐基幹・衛星移動通信課長 いつもお世話になっております。総務省基幹・衛星移動通信課長の片桐でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

まず、諮問第26号に関しまして、無線設備規則等の一部を改正する省令案、こちら、L帯非静止衛星システムの高度化のためのものになります。諮問資料の説明資料に沿いまして、御説明をさせていただきます。

まず、諮問の概要でございますが、非静止衛星を利用した衛星コンステレーションによるL帯を用いた既存の移動衛星通信システム。こちらは現在サービ

スを行っておりますイリジウムのことでございますけれども、こちらにつきまして、今般、既存の衛星オペレーターによる現行衛星の高度化が計画されております。通信速度の高速化が期待されるとともに、航空機の安全運転等への活用が計画されておりますところ、この技術的条件につきまして検討が行われてきて、平成31年2月に情報通信審議会から一部答申を受けたところでございます。こちらを受けまして、当該システムのうち、通信速度の高速化等の高度化システムの導入に向けた制度整備を行うため、無線設備規則等の一部の改正を行うものでございます。

改正の概要につきましては、次の3ページを御覧いただきたいと思います。イリジウムシステム、現行システムでございますが、こちらは6つの低軌道上に66機の衛星を配置しております。1998年からL帯での音声・データサービスを極域を含む全世界に提供しております。他方、今般、衛星オペレーターによりまして、2018年までに、予備9機を含めます75機の衛星の高度化が完了しているところです。

この高度化によりまして、通信品質及び通信速度が現行システムに比べ向上し、高品質の音声通話のほか、低遅延のデータ収集サービス及びブロードバンドサービス等の提供が可能となります。

このページの下の方に現高度化システムのスペックについて記述しておりますので、御確認いただければと思います。

では、4ページに参りまして、今回の諮問に関する省令改正の概要でございます。こちらは無線設備規則、いわゆる設備規則と呼んでいるものですが、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則、いわゆる証明規則の2本を改正する予定となっております。このうち、設備規則に係る分が必要的諮問事項となります。

設備規則におきましては、対象システムの適用周波数帯の拡充を行いまして、

現行 1,621.35 MHz から 1,626.5 MHz を 3.1 MHz 拡大いたしまして、1,618.25 MHz から 1,626.5 MHz に拡張するということが第 1 点でございます。

また、変調方式、通信速度、占有周波数帯幅の許容値に関しまして、今回の高度化に伴い変更が必要なところ、さきの情報通信審議会の審議におきましても、最新の技術動向を踏まえ、柔軟なシステム設計・運用が行われるべきものとして、特に限定しないことが適当との答申を受けたこともございまして、こちらの規定を削除することとしたいと思っております。

また、証明規則の改正について、こちらは必要的諮問事項ではございませんが、前述のとおり、設備規則から送信速度の規定を削除したことに伴いまして、証明規則の試験対象項目から送信速度に関する記述を削除することとしてございます。

5 ページ目にございまして、こちらは今回、同時に改正する告示の一覧、計 3 本でございます。

それから、6 ページに参りまして、今般の諮問に先立ちまして、本件に関するパブリックコメントを本年 7 月 16 日から 8 月 14 日までの期間で行いましたところ、1 件の賛同意見がございました。

以下、7 ページ以降は、参照条文、諮問書案、改正省令案となっております。

なお、施行期日につきましては、今回、御答申をいただきました場合には、速やかに省令改正を行い、施行する予定でございます。

私からの説明は以上でございます。御審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○吉田会長 御説明、どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に対しまして、委員の皆様方から何か御質問、

御意見等ございましたらお願いいたします。

○兼松会長代理 よろしいでしょうか。兼松でございます。

○吉田会長 はい、どうぞ。

○兼松会長代理 兼松でございます。御説明どうもありがとうございました。

2点ほどお尋ねしたいんですけども、まず、今回、利用周波数帯を拡張するというところでございますが、今まで国際的な周波数帯よりもやや狭くなっていたのはどういう理由なのかということと、もう1点は、今回、変調方式等々の許容値の規定の削除ということでございますが、最新の技術動向を踏まえて、特に限定しないことにするということと、今後また更に、今回の高度化システムよりも変わった送信速度とか変調方式とか占有周波数帯幅になっていくということになるのか。その場合、何らかのチェックが入るのかということについてお尋ねしたいと思います。

以上でございます。

○片桐基幹・衛星移動通信課長 ありがとうございます。お答えいたします。

まず1点目の周波数帯の拡張についてでございますが、これまで世界的に使われておりました1,618.25MHzから1,621.35MHzにつきましては、これは1998年からサービスが開始しているシステムでございますが、お隣の韓国のほうで、こちらのほうに対応していなかったところ、韓国内における電波事情に対する配慮から使用していなかったところでございます。

他方、現在におきましては、韓国のほうでも、この周波数帯におきましてイリジウムのシステムに対応していることから、今般新たに世界で使われている周波数帯と同等の周波数帯に拡張しているところでございます。

それから2点目でございますけれども、今般、3つの変調方式、送信速度、占有周波数帯幅の許容値に関する規定を削除するというところでございますが、こちらにつきましては、まず最近の新たな衛星通信システムを導入する際、ま

た、システムの高度化を行う際におきましては、設備規則において、これらの許容値を規定しないことが一般的になっております。これは最新の技術進歩に応じて、免許人が変調方式をより多重化を図ったり、通信キャリアの広帯域化等を柔軟に行うことによりまして、高速化などが可能となるメリットがあるため、あえて規定しないということでございます。

なお、変調方式と送信速度につきましては、電波の質に影響しないということで、特に限定しないことが適当であるということで、これは情報通信審議会のほうでも御答申をいただいたところでございます。

また、占有周波数帯幅の許容値につきましては、適用周波数帯の範囲内ということございまして、柔軟に伝送速度の高速化が行えるように、特に限定しないことが適当だということでございます。

他方で、占有周波数帯幅につきましては、実際の占有周波数帯幅は回線設計や国際調整などに必要なものでございますので、免許をする際の審査におきまして、今般、訓令でございますけれども、電波法関係審査基準の改正も併せて行っておりますので、こちらの免許の際に適正性をチェックすることとしております。

お答えになっていましたら幸いです。

○吉田会長 兼松先生、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○兼松会長代理 ありがとうございます。今の1点目のほうなんですけれども、韓国に配慮してというのは、韓国がより狭い帯域しか使用していなかったの、日本のほうが広いと何か通信に支障が生じるとかそういうことなんですか。具体的に教えていただければと思います。

○片桐基幹・衛星移動通信課長 御指摘のとおりでございます。もともと我が国では、世界共通の周波数帯幅での提供を希望していたんですけれども、韓国の側で、この周波数帯に対応して、イリジウムを使っていなかったというこ

とでございます。それに配慮した、国際調整の結果そうなったということでございます。

○吉田会長 よろしいでしょうか。

○兼松会長代理 はい。ありがとうございます。

○吉田会長 ほかにいかがでしょうか。ほかの委員の先生方から何かございますでしょうか。

○日比野委員 日比野ですけど、よろしいでしょうか。

○吉田会長 お願いいたします。

○日比野委員 基本的に高度化システムを活用した利便性の高いサービスの導入に向けた制度整備ということで、運用事業者、国内の取扱事業者双方にとっていい話で、大変結構な話だと思います。

その上でパブコメのところで御質問ですが、「免許の発行までに所要の時間が必要となる場合がございます」という答えになっていますけれども、これというのはどれくらいかかるか、ざっくり分かるものでしょうか。すごく時間がかかる、あるいは全く読めないか教えていただければと思います。

○片桐基幹・衛星移動通信課長 無線局の免許を行う際にも国際的な調整が行われていることを確認するということが必要なんですけれども、実際にどのくらい調整対象となった場合に、調整の時間がかかるかというのは一概には申し上げられないことでございます。他方で、基本的には衛星通信の部分につきましては、国際調整が図られておりますので、今の段階で非常に長期の時間がかかるということは想定されないということでございます。

○日比野委員 分かりました。ありがとうございます。

○吉田会長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、吉田のほうからも2点ほどお伺いさせていただければと存じます。

基本的に高度化されるということで大変結構なことではないかと存じており

ますが、まず1点目は、3ページの比較表のところ、いわゆる従来端末とのバックワードコンパチビリティ、すなわち高度化システムが、従来端末のほうもサポートすると書かれておりますが、このバックワードコンパチビリティは、具体的にはどうやって確保されているのでしょうかという質問でございます。

すなわち、これまでの従来の衛星もまだ動いていると推察されますので、従来の端末は、従来の衛星を使って、新しい高度化システムの端末は新しい衛星を使うということなんでしょうか。

それから、2点目ですが、先ほどの兼松先生の御質問にも関連してくるんですけれども、4ページのところで、(2)ですか、規定の削除というのがございました。その具体的な文章として、「最新の技術動向等を踏まえ、柔軟なシステム設計・運用が行われるべきであるため、特に限定しないこととする」とあるんですけれども、この文章の前半の「最新の技術動向等を踏まえ、柔軟なシステム設計・運用が行われるべきである」というのは、必ずしも今回のイリジウムの高度化システムのみが該当するのではなくて、今使われている様々な新しい通信システムにも当てはまるのではないかと思ったんですけれども、そういう中で、一体どのようなシステムであれば、「特に限定しないこととする」という文言が適用される対象となるのでしょうか。もし分かっておりましたら教えていただければと思います。

以上でございます。

○片桐基幹・衛星移動通信課長 では、お答えさせていただきます。1点目でございますけれども、これまでの現在使用されているイリジウムシステムと、新しい高度化システムの互換性についてですけれども、例えば端末におきましては、双方の電波を使用しております、それによって両方のシステムに対応できるということで、互換性が担保されているということでございます。

それから、2点目につきましてですが、今回、変調方式、送信速度、占有周

波数帯幅の許容値に関しての規定の削除というのは、これが初めてではございませんで、直近のところでは平成21年でございますが、N-S-T-A-Rというシステムなどもございました。こちらのほうをやはり同じように新しく高度化したシステムを導入するという際にも、同じように同様の理由から、送信速度の削除というものを行ってございます。

また、新しいシステムの導入の際ですけれども、こちらもE-S-I-M及びグローバルスターといったものを、平成29年6月の電波監理審議会で示させていただきました。こちらについても実は同じようにこれらの規定を適用しないこととして制度整備がなされておりますので、今後はやはりこういった、ある程度技術進歩に伴う重要度を見込んだ制度整備を行っていくものと思っております。

○吉田会長 ありがとうございます。確認ですけれども、1点目につきましては、新しい衛星システムが従来の端末と高度化システム用の端末の両方をサポートしているのでしょうか。そういうふうを考えてよろしいわけですね。

○片桐基幹・衛星移動通信課長 はい。説明足らずのところございましたが、そのとおりでございます。

○吉田会長 はい。それから、2点目ですが、そういたしますと、規定の削除の対象としては、これまでからして比較的衛星を使ったシステムがそういう対象になっており、これまでからして衛星システムの高度化を図るときに、こういう規定の削除等が行われる可能性があるという理解でよろしいのでしょうか。

○片桐基幹・衛星移動通信課長 はい。先生御指摘のとおりでございます。特に2点目につきましては、これはイリジウムシステムが約20年前の1998年から制定された技術基準でありまして、以前は非常にこと細かに規定がなされていたんですけれども、昨今の情勢に鑑みますと、やはりなるべく同じ技術的な基準の中で、より高速化などができるようなメリット、柔軟に対応して

いくことのメリットというものを考慮すべきであろうということで、衛星通信システムにつきましては、こういった様々な値を規定しないということになっていくと思います。

○吉田会長 どうもありがとうございました。

それでは、ほかの委員の先生方から追加で何か御質問等ございますでしょうか。

○長田委員 長田からは特にございません。

○吉田会長 はい。ありがとうございます。

林先生からはいかがでしょうか。

○林委員 私からも特にございません。

○吉田会長 はい。ありがとうございます。

兼松会長代理、日比野委員から追加の御質問等ございますでしょうか。

○日比野委員 特に結構です。

○兼松会長代理 特にございません。

○吉田会長 承知いたしました。

それでは、ほかに御質問等ないようでしたら、諮問第26号につきましては、諮問のとおり改正することが適当である旨の答申を行いますが、よろしいでしょうか。

念のため、お一人ずつ確認させてください。

林先生、いかがでしょうか。

○林委員 はい。本諮問案に賛同いたします。

○吉田会長 長田先生、いかがでしょうか。

○長田委員 はい。私も賛同いたします。

○吉田会長 兼松先生、いかがでしょうか。

○兼松会長代理 結構でございます。

○吉田会長 日比野先生、いかがでしょうか。

○日比野委員 私も結構です。

○吉田会長 ありがとうございます。それでは、そのように決することといたします。どうもありがとうございました。

○片桐基幹・衛星移動通信課長 どうもありがとうございました。

(2) 無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案(920MHz帯小電力無線システムの高度化に係る制度整備)

(諮問第27号)

○吉田会長 それでは、続きまして、諮問第27号になりますが、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案につきまして、翁長移動通信課長から御説明をお願いいたします。

○翁長移動通信課長 改めまして、移動通信課の翁長でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。諮問第27号につきまして御説明を申し上げます。

先ほど吉田先生から御説明いただきましたけれども、こちらは920MHz帯小電力無線システムの高度化に係る制度整備でございます。

資料の1ページ目の1項、諮問の概要を御覧いただければと思います。920MHz帯のアクティブ系小電力無線システムにつきましては、20mW以下の免許不要局といたしまして、現在、スマートメーターですとかLPWA等々で利用されておりますけれども、現在、日本の制度上は、周波数の共用方式といたしまして、キャリアセンスを必要としているところでございます。

一方、諸外国では、このキャリアセンスを必須としておらず、他の周波数の共用方式が採用されているところもございます。

2パラ目でございますように、近年、LPWAの普及等により、諸外国との調和、海外の関係法令で定める技術基準を前提とした新たな無線通信のアプリケーションの導入、または製造コストの低減化といったようなニーズがございまして、キャリアセンスを必要としない、ほかの国に認められているような周波数共用方式の採用というニーズが求められていたものでございます。これらを踏まえまして、これらにつきまして、技術的条件につきまして、情報通信審議会のほうで検討、議論を重ねてまいりまして、本年1月に技術的条件の一部答申を受けたところでございます。

最後の3パラ目でございますけれども、本件はこの一部答申を受けまして、システムの技術基準を導入するために関係規定の整備を行うものでございます。

2項、改正の概要でございます。まず、(1)の無線設備規則につきまして、資料のとおり、キャリアセンスを要しないもの条件として、周波数ホッピング、もう一つはローデューティーサイクルといった方式の追加を行わせていただきたいと考えているものでございます。

(2)の特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則でございますけれども、ここも49条の14第7号のシステムの導入をさせていただきたいと考えているものでございます。

ページをおめくりいただければと存じます。2ページ目でございます。3項、施行期日でございますけれども、答申を受けた場合は、速やかに改正させていただきたいと考えてございます。

4項、意見募集の結果でございます。本件に係りましては、本年の6月から7月において1か月間、意見募集を実施しました結果、特段、御意見等は出なかったというものでございます。

3ページ目を御覧いただければと存じます。ただいま説明いたしましたような検討の背景を記載しております。下のほうの表を御覧いただければと思いま

す。諸外国における周波数共用を図るための機能・方式ということで、日本はキャリアセンスが二重丸ということで、これのみを認めていたところでございますけれども、例えば米国では、周波数ホッピング、ヨーロッパではキャリアセンスとローデューティーサイクル、韓国はいずれも認めているといったような諸外国の条件がございますので、日本といたしましても、今回は周波数ホッピングとローデューティーサイクルを今回追加させていただきたいと考えているものでございます。

ページをおめくりください。4ページ目でございます。当該周波数帯は、小電力系のいろいろなシステムが既に導入されているところがございます。今般、詳細な説明は時間の関係上、省略させていただきますけれども、図の緑色の帯の部分、この部分がいわゆる20mWの特定小電力無線局で免許不要となっております。その中に今回、赤の矢印で2つ入れておりますけれども、周波数ホッピングとローデューティーサイクルが認められる周波数というものを技術的条件として定めているものでございます。

ページをおめくりください。5ページ目でございますけれども、諸外国では、この写真等々にあるような形で、例えば右下にSOSの発信とありますけれども、ショートメッセージ的なテキストベースのものも送れるようになったり、新たなシステムを導入できるものではないかと思っているところがございます。

ページをおめくりいただければと思います。6ページ目でございます。これも先ほどのとおり、ユースケースの2ということでございますけれども、諸外国の動向を表のような形で、周波数ですとか送信出力等を記載させていただいております。これにつきましても詳細な説明は省略させていただければと存じます。

ページをおめくりください。7ページ目でございます。右の表のところに黒のタイトルがございますけれども、ここが参考といたしまして、現行基準でご

ございます。それで左側のオレンジのところにありますけれども、中ほどに周波数共用方式というところで、ローデューティーサイクル、LDCと、周波数ホッピングのFHというものを追加させていただきます。

これにつきましては、先ほど申し上げたとおり、周波数については、それぞれ920.5から923.5MHz、920.5から925.1MHzという形で、それぞれの送信時間や休止時間等につきましては、情報通信審議会にて技術検討した結果として、これを条件としたいと思っております。

ページをおめくりください。8ページ目でございます。省令改正の概要ということで書いてございますけれども、先ほど2ページ目のところで概要は説明させていただきましたので、このページにつきましても、省略させていただければと存じます。

9ページ目、改正の告示案をまとめております。これは諮問事項ではございませんけれども、参考としてつけさせていただいているところでございます。

次以降のページにつきましては、参照条文等をつけさせておりますけれども、これにつきましても説明は省略させていただければと存じます。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

○吉田会長 御説明どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、委員の先生方から何か御質問や御意見等ございましたらお願いいたします。

○兼松会長代理 よろしいでしょうか。兼松でございます。

○吉田会長 お願いいたします。

○兼松会長代理 御説明どうもありがとうございました。こちらは前もお尋ねはしているんですけども、日本ではこれまでキャリアセンスしか認めてこなかったという理由は主にどのようなことにあるのかということと、もう一つの質問としましては、LPWAが普及してきているということですけど、このLP

WAというのは小電力で遠距離に通信できるということだと思ったんですけども、具体的にはどんなものに使われているのかというのは、私は素人でよく分からなかったので、LPWAの普及している用途はどんなものか教えていただければと思います。ありがとうございます。

○吉田会長 はい。では、総務省から、どうぞよろしく願いいたします。

○翁長移動通信課長 御質問ありがとうございます。まず1点目の、これまでキャリアセンスしか認めていなかったということでございますけれども、やはり周波数の利用状況につきましては、各国いろいろな条件、状況がございます。日本の中ではこれまでやはり確実なキャリアセンスの場合は、ほかの人が使っていないということを見ても通信を始めますので、より確実にということで、これまで日本では主にキャリアセンスを使っていたところでございます。一方で、いわゆる諸外国にはいろいろな条件をつけて、今回の周波数ホッピングですとかローデューティーサイクルというのも認められておりますので、今回はそれらの諸外国の状況も踏まえて、日本でも導入できないかという議論を重ねて、今回の内容に至ったものでございます。

2点目の御質問でございますけれども、LPWAにつきましては、先生御指摘のとおり、小電力で広範囲なエリアを対象としているようなシステムでございますけれども、主にはセンサーのデータを広い広域なところから集めてくると。例えて申し上げますと、例えば農場のようなところにセンサーをばらまいて、そこでいろいろな情報を収集してくるといったような形で利用されているのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○兼松会長代理 はい。ありがとうございました。

○吉田会長 よろしいでしょうか。それでは、ほかにかがでしょうか。ほかの委員の先生方から御質問、御意見等ございますでしょうか。

○日比野委員 すみません。日比野ですけど、I o T、そして、D X進展に向けて非常にいいことだと思います。ということで大変結構なんですけど、一つ質問は、5月の諮問で、ウェアラブル端末やマウスにおけるセンシングが諮問されたときに、2.4GHz帯の小電力データ通信システムの技術基準の中に、第2世代の無線LAN、それから、ブルートゥース等のところに、キャリアセンスが出ていました。この辺りでも同じような議論で、技術基準の緩和の要請とかそういうことはあるんでしょうか。

○翁長移動通信課長 御質問ありがとうございます。今後、可能性としては否定するものではございませんけれども、現在、私のところに、2.4GHz帯のところでのこのような要望は、具体的には来ていないと承知しております。

○吉田会長 よろしいでしょうか。日比野委員のほうはよろしいでしょうか。

○日比野委員 結構です。

○吉田会長 はい。ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

では、吉田からも1点だけ、細かいことですけど、伺わせてください。この案件も、3ページの背景にございましたけれども、これによって様々なメリットがあるということで、大変結構ではないかと思えます。非常に細かいですが、1点だけお伺いしたいと思いましたのは、4ページのところで、先ほど翁長課長から御説明いただきました緑色のところが該当するということで、その中にFHとLDCの周波数範囲がそれぞれ赤い矢印で書かれておりますけれども、このFHの場合ですと、周波数幅が4.6MHz、LDCの場合ですと3MHz幅でしょうか。これは、諸外国と整合性を取るためにこのような周波数帯域幅が選ばれたのでしょうか。この帯域幅が選ばれた理由をお聞かせ願いたいと思いましたが、一方、諸外国では多分、このFHにしる、LDCにしる、具体的な周波数はバラバラではないかと思えますので、海外で作られたシステムを日本へ導入する場合には、そういった周波数だけをうまく日本の規格に合わせ

てもらえれば容易に導入できる形にしてあると理解してよろしいのでしょうか。

ちょっと細かいんですけど、その辺りお伺いさせていただければと存じます。

○翁長移動通信課長 ありがとうございます。御指摘の周波数につきましては、各国の状況がございますので、必ずしも一緒ということではございません。今回、我々のところで、FHとLDCは4ページ目の赤の線で引いておりますけれども、現在、日本で使いたいといった方々からの要望を受けまして、必要最小限の周波数を割り当てさせていただくという形で周波数を決めているところでございます。今後、ニーズがまた出てまいりましたら、また今後周波数を広げるなどの観点で、また検討を始めることになるのかなと思っております。

2点目の御質問ですけれども、やはり周波数は、細かなところでは各国いろいろ状況が異なりますので、そういったチューニングが海外のメーカーの場合、日本で使う場合にはチューニングが必要になることもあり得ますけれども、基本的にFH、LDCは海外ではもう使われていますので、メインの機能というのがそのまま持ち込めるといったところではメリットになるのかなと思っておりますし、しかも、海外で広く使われている場合は、チップですとかメインの部分を使って、システムベンダーが組み込むときにも低コスト化が図れられていくのではないかなと考えているものでございます。

○吉田会長 どうも御丁寧な御説明ありがとうございました。

ほかに委員の先生方からはいかがでしょうか。

林先生のほうから何かございますでしょうか。

○林委員 特にございません。ありがとうございます。

○吉田会長 長田先生からはいかがでしょうか。

○長田委員 私もございません。ありがとうございます。

○吉田会長 兼松先生、日比野先生からは追加の御質問はいかがでしょうか。

○兼松会長代理 兼松は特にございません。

○日比野委員 日比野も特にございません。

○吉田会長 ありがとうございます。

それでは、特にほかに御質問等ないようでしたら、諮問第27号は、諮問のとおり改正することが適当である旨の答申を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

すみませんが、お一人ずつ確認させてください。

林先生、いかがでしょうか。

○林委員 本諮問案に賛同いたします。

○吉田会長 長田先生、いかがでしょうか。

○長田委員 はい。賛同いたします。

○吉田会長 兼松先生、いかがでしょうか。

○兼松会長代理 結構でございます。

○吉田会長 日比野先生、いかがでしょうか。

○日比野委員 はい。結構です。

○吉田会長 はい。ありがとうございました。それでは、そのように決することといたします。皆様、どうもありがとうございました。

○翁長移動通信課長 どうもありがとうございました。

○吉田会長 ありがとうございました。

(3) 5G等の新たな電波利用ニーズに対応するための臨時の電波の利用状況調査の評価

(諮問第28号)

○吉田会長 それでは、続きまして、諮問第28号になりますが、5G等の新たな電波利用ニーズに対応するための臨時の電波の利用状況調査の評価につき

まして、布施田電波政策課長から御説明をお願いいたします。

○布施田電波政策課長 電波政策課長の布施田でございます。よろしくお願  
いいたします。昨年度、令和元年度に行いました臨時の電波の利用状況調査の評  
価の案につきまして御説明させていただきます。

資料が3つございます。28号（別紙）と書いてあるものが、評価案そのも  
のでございます。非常に大部になってございます。全体、約900ページにな  
るものでございます。さらに、もう一つ資料で28号（参考）という資料がご  
ざいます。これもまさしく評価案に付随する参考資料でございます。本日の御  
説明ではもう一つ資料を用意してございます。28号というものを参考資料に  
て御説明させていただきます。

28号諮問説明資料の1ページ目を御覧ください。諮問の概要でございます。  
5Gの候補周波数帯等における、それにある既存無線システムとの高度な周波  
数共用のために、臨時の状況調査を行うものでございます。「5G候補周波数帯  
等」と申し上げましたが、その「等」というところにつきましては、例えば6  
GHz帯で議論されている無線LAN、また、5.9GHz帯で議論されてござ  
います高度交通システムなどが対象でございます。

2の調査・評価の対象、3の調査・評価の概要につきましては、2ページ以  
降の参考資料にて御説明させていただきます。

3ページ目でございます。ここに調査対象の周波数帯が11システム列記さ  
れてございます。まず中ほど右側に絵が描いてございますが、ここが2.3GHz  
帯の放送事業者が番組取材用で使っているカメラですね。フィールドピック  
アップユニット、FPUというものが入ってございます。ここが候補周波数帯。  
あと、下に行きまして、左側の5.7GHz帯のところでございますが、ここが  
DSRC、狭帯域通信になりますが、これは高速道路の入り口にありますET  
Cシステムなどのことでございます。また、映像のSTL、これは放送事業者

のスタジオと送信所（トランスミッター）の間をつなぐ臨時回線でSTLと書いてございます。そのような固定回線。また、ここにも放送事業者のFPUが  
ございます。

その次、右側でございますが、24GHz帯に空港面の探知レーダーが  
ございます。後ほどまた御紹介いたします。

また、その横に26GHz帯のところ、FWA、Fixed Wireless Access  
Systemでございます。これは電気通信事業者が街中の基地局を作る際に使うよ  
うな固定回線でございます。また、同じバンドには、衛星のアップリンクが入  
ってございます。

一番右側でございますが、40GHz帯の画像伝送、また、38GHz帯F  
WAということで、ここは自治体などが多く使っているバンドでござい  
ます。一番右に40GHz帯のFPUがござい  
ます。これはNHKが使っている周波  
数帯でござい  
ます。

これらの周波数帯につきまして、次の4ページ目でございますが、中ほどに  
ござい  
ますが、PARTNERという無線局を管理するシステム上の無線局数  
等の調査、また、調査票調査でござい  
ますが、アンケートを配らせていただ  
いた調査、また、幾つかのシステムにつきましては、それぞれ実際の発射状況調  
査、何時間電波を発射しているかというものを調査させていただきました。そ  
れをまとめたものでござい  
ます。

5ページ目の調査の概要は飛ばさせていただきます、6ページからそれぞ  
れの調査結果及び評価の案につきまして御説明させていただきます。

1つ目の2.3GHz帯、放送事業者が使っている周波数帯でござい  
ます。こ  
の周波数帯はもともと700/900MHz帯に携帯電話が入ったことから、  
そこにありました800MHz帯の放送事業者のFPUがこの2.3GHz帯  
に移行しているものでござい  
ます。この移行が順調に進んでいることから、2

8年度、前回調査時から増えていまして、11局が今、113局と、非常に増えていきます。増えておりますが、番組取材用という無線利用の性質から、24時間使っているものではなくて、ある限られた時間、使っているようなものでございます。

右側の評価でございます。そのような24時間使っているわけではございませんので、この周波数帯については、ダイナミック周波数共用の実現をいたしまして、今後、移動通信システムの運用調整ルールを検討していく、移動通信システムをここに入れていくということが適当であるとしてございます。

2つ目のD S R C、高速道路のE T Cのところでございます。ここは全体微増ということで、6,800局だったのが6,878局になっていると。ただ、今回はD S R Cの各チャンネルの使い方もよく見てみました。7つ、チャンネルが割り当てられてございますが、実際、高速道路の入り口で、料金徴収で使われているチャンネルは2つだけでございます。ほかの5つのチャンネルは渋滞情報ですとか事故情報ですとか、料金徴収に関わらない情報をそれぞれ流しているということでございまして、やはり料金徴収で使っている2チャンネル、これが非常に多く使われているという偏りが分かりました。

また、この周波数帯は、やはり無線L A Nの拡張というものが話題になっているバンドでございます。そこで右側の評価でございますが、先ほど申し上げましたチャンネルの偏りがあるということを認識して、また引き続き利用状況も踏まえながら、他の無線システム、例えば海外ではこの周波数帯を使用している無線L A Nシステムなどになると思いますが、それとの共用の可能性を今後検討していくことが適当としてございます。

次の映像F P U、もう一つ下の映像S T L、まとめて御紹介させていただきます。

映像F P Uは放送事業者の携帯局でございまして、少し減少しているところ

がございます。こちらも全てが24時間使っているわけではございません。また、その下の映像STL、放送のスタジオから送信所への固定回線でございますけれども、ここも横ばいでございます。この5.9GHz帯につきましては、国内外におきまして、自動運転システムなど、高度交通システムでの利用の議論が盛んになっているところでございます。

右側の評価でございますが、やっぱり国際動向も踏まえながら、V2X、これは車と他のものというところの通信、このような通信の導入する場合に必要な周波数共用の技術的条件の検討をしていくことが適当であるとしてございます。

下の26GHz帯FWAでございます。これは電気通信事業者が街中などに基地局を作る際に、局舎と基地局の間を結ぶような固定回線を使ってございます。主にはKDDI、ソフトバンク、UQ、この辺りが一番大きな、かなりの部分を占めている免許人となります。このように場所的にはエリアの偏りがあるところでございます。

また、ここに書いてございますが、4割は常時運用ではなくて、そのうちの8割については、この1年間使わなかったとありますが、これは免許人の方々がやっぱり防災ですとか災害のときの臨時基地局を作るときに、迅速に対応できるようにということで、この無線を持っているというような御説明を受けてございます。

この周波数帯の評価でございますが、このような偏りもあるところでございますので、5Gの候補周波数帯として、ダイナミック周波数共用適用も含めて、共用の検討を推進していく。また、終了促進措置の活用。これも含めて、周波数再編の検討していくことが適当としてございます。

続きまして7ページ目でございます。衛星アップリンクのところでございます。ここはKaバンドでございます。「免許人は2者」とありますが、これはI

PSTAR、スカパーでございます。固定設置で常時運用しているものも2局だけというところでございます。ですが、ここは、今後、移動体向けブロードバンド衛星通信システム、これは飛行機や船に載せる衛星通信システムでございます。議論としては、陸上を走る大型のバスにも載せようかという議論があるところでございます。ただ、まだ導入は決まってはございません。ただ、導入していこうという議論が国際的にあります。そういうようなESIMの動向もよく見ていく必要がございます。

ここでの評価でございますが、そのESIMの導入が想定されるところでございますが、運用状況を踏まえながら、この周波数帯はローカル5Gの割当てでございますので、ローカル5Gと周波数を共用して、有効利用していくことが適当としてございます。

次の空港面探知レーダーでございます。この免許人は国交省でございます。無線局は9つありますが、空港としては7つの空港に配備しているものがございます。そのように非常に、7つの空港だけという偏りがあるところがございます。

右側の評価でございますが、運用されていない区域がありますので、そのような利用形態を踏まえながら、ダイナミック周波数共用の適用も考えつつ、移動通信システムの導入の可能性を検討していくことが適当としていところでございます。

次の3つ、まとめて御紹介させていただきます。40GHz帯の画像伝送でございます。ここは公共業務用ということで、国の機関が使っているところでございます。実際、187局、減少傾向でございますが、ヒアリングさせていただきますと、非常に今後減っていくというような状況でございます。

次の38GHz帯のFWA。これも固定回線でございます。免許人は、これは内閣府です。防災時の対応のために使うものございまして、100局ござ

いますが、基本的には、東京都、それと大阪府、ここに中心的に配置されている防災時に活躍する無線局でございます。ここにつきましては、今後とも使われていくところでございます。

次の40GHz帯の公共・一般業務用でございます。ここも12人、免許人がいますが、これは国交省、あと、各地方自治体でございます。この無線局につきましてもヒアリングいたしますと、ほかのシステムに移行するとか廃止していくということで、ここもかなり減少していく流れでございます。

この38GHz帯、40GHz帯ですが、併せまして右側の評価でございますが、減っていくという動向を見ながら、また、この周波数帯、5Gの候補周波数帯として注目されるところでございますので、5G等の割当ての可能性を検討していくことが適当としてございます。

最後の40GHz帯の映像FPUでございます。免許人はNHKだけでございまして、現在、4局だけでございます。過去1年間の運用実績もございません。このような状況でございます。

右側でございますが、5G候補周波数として、周波数共用も含めながら、移動通信システムの導入の可能性を検討することが適当であるとしておるところでございます。

以上が各周波数帯の調査結果及び評価案でございます。以降、資料は、その詳細を少しつけてございます。この評価案につきましては、パブリックコメントいたしました。23ページに飛んでいただけますでしょうか。

23ページにパブリックコメントの結果が出てございます。7月29日から9月1日まで、約1か月間、意見募集させていただきました。総数22件、その内訳は、放送事業者が8社、携帯電話事業者が4社、あと、企業、個人で残りでございます。

コメントでございますが、全体、総論、項目ごとに分けて、ここに書いてご

ございます。総論といたしましては、基本的には適当であるということ。あと、既存免許人には配慮するよという御意見がございました。それにつきましては、賛同の御意見と承ることと、既存免許人の方への配慮には十分注意していきますということを書いてございます。

次に、2.3GHz帯につきましては、放送事業者から多くコメントが書いてございます。放送事業者がこの既存免許人でございますので、それで、既存免許人の運用に制限がかかるべきではないようにすべきという御意見、御趣旨のことが各社から言われているところでございます。

私どもの総務省の考え方といたしましても、既存の免許人の運用を適切に保護した上で取り組んでいきますと述べてございます。

同じ項目につきまして、次の24ページの上側でございますが、携帯電話事業者側からは賛同でありますという説明が入っているところでございます。

次のDSRC、高速道路のETCにつきましては、個人の方から、かなり技術的に、ETCの周波数帯だけを見るのではなくて、その上側にイメージ受信周波数というのが出てくるので、その考慮が必要だということでございます。これは御指摘のとおりでございます。ETCの端末のある中間周波数というものの設定がこのようになってございまして、ETCの上側に障害が起きる周波数帯がございまして、今後、ここにつきましては、新しくこの周波数帯を使われる方が出てくるときに配慮するよという回答したところでございます。

次の映像FPU、映像STLのバンドにつきましては、放送事業者の方々から丁寧に議論するよという御意見がございまして、また、一方で、携帯電話事業者の方から、技術的条件の検討について賛同するということでございます。それぞれそのとおり承らせていただきます。

次、26GHz帯でございます。こちらは携帯電話事業者の方々から賛同という御意見をいただいているところでございます。

また、次、25ページ目でございますが、衛星のアップリンク、空港面探知レーダー、40GHz帯の画像伝送、40GHz帯の映像FPU、この4つにつきまして、携帯電話事業者から賛同という御意見をいただいているところでございます。そのとおり承ります。

下に、全体という形で意見がございました。一つは、5Gになって、グローバルIPアドレスを割り当てるサービスがない事業者がいるのは不適合ではないかという御意見がありました。これは電波の割当てではなくて、5Gを使った事業者のサービスの内容だと思えます。限りあるIPアドレスですので、事業者によってはこれをプライベートアドレスに変えて、あまりIPアドレスを使わないようにするとか、これはサービスを作る経営戦略によるのかなと思えますが、こちらにつきましては、今後の参考とさせていただきます。

また、個人の方々からは、5Gの導入に当たり、人体への配慮ですとか、それがスイス政府のほうでも、一旦この5Gシステムのネットワーク使用停止ということもございましたが、そういう安全に配慮するよという御意見がございました。これにつきましては、総務省のほうでは十分に安全性を考慮していきたいということと、国際的ガイドラインに準拠した電波防護指針を策定しているところでございます。また、今後とも安全、電波による健康被害が起こらないよう、引き続き環境整備に努めてまいりたいということで回答を用意しているところでございます。

以上が評価の案と、それに伴いましてパブリックコメントをしました結果でございます。長くなりまして申し訳ございません。御審議のほどよろしく願います。

○吉田会長 御説明、どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、委員の先生方から何か御質問や御意見等ございましたらお願いいたします。

○林委員 林でございます。

○吉田会長 はい、どうぞ、よろしく申し上げます。

○林委員 ありがとうございます。2点ほど教えていただきたい点がござい  
ます。

本諮問事項ですが、従来の周波数の使用状況や諸外国の動向等を踏まえつつ  
ですね、5G候補周波数として、移動通信システムの導入の可能性を広く検討  
するもので、諮問案に賛同するものですが、評価案に所々出て参ります、5G  
候補周波数として「ダイナミック周波数共用の適用を含め共用検討を推進する  
ほか、終了促進措置の活用を含めた周波数再編について検討する」という点で  
ございますが、このダイナミックな周波数共用の運用調整システムといいま  
すか、その開発状況についてまずお教えいただきたいと存じます。それから関連  
して、本年4月に成立しました改正電波法に「電波有効利用促進センターの業  
務の追加」という改正項目がございますが、このセンターが、ダイナミック周  
波数共用の運用業務を担うという理解でよろしかったでしょうか、というのが  
まず1点目の質問でございます。

2点目は、終了促進措置についてですが、終了促進措置と聞きますと、以前の  
700/900MHz帯の周波数移行スキームがすぐ思い出されるのですが、  
その当時の移行スキームを参考にするという理解でよろしかったでしょうか、  
というのが2点目の質問でございます。 以上です。

○布施田電波政策課長 ありがとうございます。1点目でございますが、ダイ  
ナミック周波数共用のシステム開発の状況でございます。令和元年度から、電  
波利用料の予算も活用しながら、ダイナミック周波数共用のシステム開発をし  
てございます。これは既存免許人の無線局情報を束ねた大きなデータベースを  
用意して、そこに新たに使いたい無線局人が使いたい時間、場所などをアクセ  
スすると、その使用可否が返ってくるようなシステム開発で、令和2年度ま

で続いています。そこである程度の運用検証を行い、それをベースに来年度、令和3年度から運用されるということを想定してございます。

実際そのシステムを使っていくのは、これは、その次の御質問にありました電波有効利用促進センターに対し、このダイナミック周波数共用の業務を追加いたしますので、このセンターがそのシステムを来年度から使うということになります。現在、電波法は改正されていますので、今後、電波有効利用促進センターから、業務追加の申請が来るということを想定いたしまして、私どものほうでは審査基準などを今、用意しているところでございます。来年初めには申請が来て、来年度初めには認可して、そこに業務を追加するという予定で、今、作業を進めてございます。

あと、2.3GHz帯の検討が先行しています。まずは2.3GHz帯でしっかりシステムを導入して、次を考えていきたいところでございます。

以上です。

○林委員 ありがとうございます。終了促進措置の点についても、もしよろしければ付言していただければ助かるのですが。

○布施田電波政策課長 はい。終了促進措置の、ここでは確かに文言を書かせていただきましたが、その終了促進措置の具体的なやり方につきましては、今のところ固まっているものではございません。確かに700/900MHz帯のときには移行促進、結構時間もかかりましたし、お金もかかりましたので、そのときのノウハウを生かしていきたいと思います。

以上です。

○林委員 ありがとうございます。よく分かりました。以上でございます。ありがとうございます。

○吉田会長 ほかにいかがでしょうか。ほかの委員の先生方からはいかがでしょうか。

それでは、私からも一つだけコメントさせてください。基本的に非常に適切な評価案ではないかと存じます。すなわち、電波の利用状況調査につきまして、いわゆる空間的、時間的な利用状況をかなりしっかりと調べられており、それらの調査結果を踏まえて、先ほど来話題になっておりましたダイナミック周波数共用等の手法の導入によって、周波数共用の実現に向けた検討の必要性に言及する評価案を、6ページと7ページに取りまとめていただいておりますが、非常に適切であると拝見いたしました。

それで、一つだけ確認させていただきたいと思いましたが、3ページのところに、今回調査された具体的なシステムがまとめてございますが、その中で、例えば25.25GHzから29.5GHzに至る周波数が赤枠で囲まれていて、その中が多層になっており、その部分の調査対象は26GHz帯FWAと衛星アップリンク（Kaバンド）であるとすぐ下に記載されておりますが、この多層表示された部分の見方を念のために確認させていただければと存じます。具体的には、電波の利用状況が3つか4つの層にわたって書かれており、その一番下の層に記載の加入者系無線アクセスシステムと電気通信業務（固定衛星アップリンク）が、今回の調査対象である26GHz帯FWAと衛星アップリンク（Kaバンド）であると理解しました。次に、その上の層に、今回の共用の対象となるシステムでしょうか、27GHzから29.5GHzにかけて、携帯電話、ローカル5G、移動、携帯電話と書かれていますが、携帯電話は既に昨年に割り当てられた5Gの周波数でしょうか。また、斜線部分のローカル5Gも昨年割当て済みの周波数でしょうか。すなわち、両者については既に周波数共用を前提に割当てが終わっていると理解していますので、残りのオレンジの斜線部分の右側に移動と書かれている周波数と、左側の携帯電話の更に左側に空いている27GHz以下の周波数が今回新たな5Gの周波数の候補として検討を進めるというふうに見ればよろしかったでしょうか。

ちょっと細かいですけど、その見方についてご教示願えましたら幸いです。

○布施田電波政策課長 御指摘のとおりで、まずは26GHz帯FWAというのは、緑色にあります加入者系無線アクセスシステムのところでございます。ここは電気通信事業者が主に使っているところでございます。その次の衛星のアップリンクですが、今、割当て、分配を書いておりますので、27から29.5GHzまで幅広く書いてございますが、今回の調査の対象は、実際、衛星局があります28.5から29.1GHz帯のところの衛星アップリンクを対象とさせていただきます。

資料で言いますと、資料の7ページの評価の衛星アップリンクのところに書いてございますが、衛星は広く分配はありますが、実際、無線局がありますのは28.5から29.1GHzのところでございます。そこについて、今後、移動通信システムが入っていけるかどうかという観点で調査いたしましたということでございます。よろしいでしょうか。

○吉田会長 はい。分かりました。どうもありがとうございました。

ほかに委員の先生方からはいかがでしょうか。

○兼松会長代理 では、よろしいでしょうか。

○吉田会長 はい、どうぞ。

○兼松会長代理 兼松でございます。どうも御説明ありがとうございました。評価（案）そのもののほうは大部で、なかなか拝見できていないんですけれども、6ページに評価（案）を簡単にまとめて、6ページから7ページにまとめていただいている、いずれも、これこれを検討することが適当というような書きぶりになっておりますけれども、この中に何か強弱があるのかどうか、あるいは優先するものがあるのかどうか。こちらは急いでやるとか、こちらはより重点的にやりたいとか、その強弱が分からなかったものですから、お尋ねしたいと思います。よろしく願いいたします。

○布施田電波政策課長 ありがとうございます。強弱でございますが、まず共用を進めていくことが適当と、全体としてはなっておりますので、まず早急に共用を進めていくというところではございます、6ページの上の2.3GHz帯。ここが最初に進めていくところでございます。

また、次のページの衛星のアップリンクのところ、ここも早急に進めていくところでございます。それは例えば、2.3GHz帯であれば、この周波数帯が使用できる携帯電話機器は出回っておりますし、また、28GHz帯の衛星のアップリンクでありましたら、ローカル5Gを導入していくという流れになってございますので、ここでの共用は早急的に進めていくとしてございます。

また、その次と、なかなか順番は難しいところではございますけれども、Bバンド映像FPU、5.9GHz帯のところ。ここも今、議論が盛んになってございますので、5.9GHz帯というのは、この道路交通システムのところでございますね。この議論も進めていきたいと考えてございます。

その先につきましては、また今後の議論を考えているところでございます。よろしく申し上げます。

○兼松会長代理 ありがとうございます。

○吉田会長 ほかにいかがでしょうか。日比野委員から何かございますでしょうか。

○日比野委員 全体として、非常に適切な評価を行っていただいていると。これまでの調査やパブリックコメント、海外動向を踏まえて、5G等への周波数の共用が期待される帯域に絞って、大変適切に評価いただいたと思います。

パブコメ、たくさん来ていますが、いつものような感じで、放送事業者と通信事業者のコメントがありますけど、そこはしっかりと既存の事業者との調整をいただいて、共用を進めていただければと思います。

以上です。

○布施田電波政策課長 はい。承知いたしました。

○吉田会長 ほかに。長田委員からはいかがでしょうか。

○長田委員 長田です。評価については適切に評価されていると思います。この後、やはり5Gの電波を求めている中規模もあると思いますので、この検討を着実に進めていただければと思っています。

以上です。

○吉田会長 ありがとうございます。

ほかに委員の先生方から追加で御質問等ございますでしょうか。

1点だけ、あえて私から追加させていただきますと、パブコメにもございましたように、やっぱり既存事業者の方、一次利用の方というんでしょうか。その方を保護するという立場から、特にこのダイナミック周波数共用を進める場合に、このダイナミック周波数共用というのがどういう形で、どういうふうに行われて、万が一、混信が起こった場合には、どのような対応が行われるのか、そのあたり、懇切丁寧な周知広報がやっぱり求められるのではないかと考えております。こういった取り組みを最初に始めるときに良いイメージを持ってもらい、皆さんに信頼して使っていただけるような形に持っていけるように、総務省のほうでもダイナミック周波数共用を進めるに当たっては、しっかりと既存の事業者に対して、あるいは一般の国民も含めまして、そういう周知広報や説明をしていただければと願っております。

○布施田電波政策課長 はい。分かりました。ありがとうございます。

○吉田会長 特にほかに委員の先生方からはよろしいでしょうか。

それでは、特にほかに御意見等ございませんようでしたら、諮問第28号は諮問のとおり評価することが適当である旨の答申を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

先生方ごとに確認させてください。

まず林先生、いかがでしょうか。

○林委員 はい。賛同いたします。

○吉田会長 長田先生、いかがでしょうか。

○長田委員 はい。私も賛同いたします。

○吉田会長 兼松会長代理はいかがでしょうか。

○兼松会長代理 はい。結構でございます。

○吉田会長 日比野委員はいかがでしょうか。

○日比野委員 はい。私も結構です。

○吉田会長 ありがとうございます。

それでは、そのように決することといたします。皆様、どうもありがとうございました。

## 報告事項（総合通信基盤局）

### （１）「周波数再編アクションプラン」の見直し

○吉田会長 それでは、続きまして、報告事項へ移らせていただきます。「周波数再編アクションプラン」の見直しにつきまして、布施田電波政策課長から御説明をお願いいたします。

○布施田電波政策課長 布施田でございます。続けてよろしくをお願いいたします。報告説明資料に基づきまして、御報告させていただきます。

２ページ目を御覧ください。総務省では、今後の周波数再編を実施すべき内容を周波数再編アクションプランとして毎年公表してございます。今回、アクションプランの改定は、毎年定例で行われています電波利用状況調査の結果ですとか、情報通信審議会などの検討状況を踏まえて改定するものでございます。

3 ページ目を御覧ください。上のほうにありますとおり、電波利用状況調査の主な評価結果。また、下側にございますが、5 G の追加周波数割当ての検討ですとか、B e y o n d 5 G 推進戦略に基づく対応など、国内外の検討も踏まえて改定し、策定するものでございます。

続きまして、4 ページ目を御覧ください。このページ以降、前回から改定している部分ですとか、ポイントのところの下線を引いてございます。

まず以前から帯域幅の目標というのがございましたが、8 月末時点におきましては、4 G 周波数帯を 5 G で使用可能にするという制度整備が 8 月に済んでおります。また、一番下でございますが、今後、ローカル 5 G に 4.6 GHz 帯、2.8 GHz 帯、併せますと、これは 1.1 GHz 帯の幅がございます。このような割当てをして、もともと想定していた 4 GHz 帯という目標は達成できる見込みとなっております。

次、5 ページ目を御覧ください。ここから主な項目を 6 つ挙げてございます。1 つ目が 5 G の円滑な導入についてでございます。

①にありますとおり、現在、1.7 GHz 帯は、東名阪エリアでの割当てになってございますが、今後、東名阪エリア以外での割当て方針を検討していくとしてございます。

2 つ目、既存の 4 G のバンドの 5 G 化でございます。今年 8 月に制度整備をしましたので、今後は事業者から申請される開設計画の変更認定の手続を踏まえ、取組を推進してまいります。

3 つ目、ローカル 5 G への追加周波数帯の割当てでございますが、審議会の答申も踏まえつつ、本年度中に制度整備を行う予定としてございます。

次の 6 ページを御覧ください。ダイナミック周波数共用についてでございます。先ほどの審議でございました既存の無線局。ここで言うと放送事業者になります。新たに導入する無線局、これは携帯電話事業者でございます。その間

の運用調整ルールを作り、その上でダイナミック周波数共用の割当てを実施していきます。また、来年度から実施いたしますので、電波有効利用促進センターに係る所要の手続も進めてまいります。

7 ページ目を御覧ください。無線 LAN の更なる高度化でございます。諸外国では 6 GHz 帯への無線 LAN の拡張の議論が盛んになってございます。下の絵で、赤く点線で囲っているところでございます。各国ともこの部分には、既存の無線局がございます。既存の免許人の方々がいらっしゃいます。そこでの共用を検討、まず技術的条件の検討を令和 2 年度中には開始したいとするところでございます。

8 ページ目を御覧ください。衛星通信システムの高度化でございます。非静止衛星のコンステレーションに関して、令和 3 年度の実用化を目指してまいります。また、Ku、Ka 帯といった高い周波数帯のところでの必要な制度整備を行ってまいります。この Ku、Ka 帯の衛星としましては、下の絵の左側にありますが、スペース X、ワンウェブと、実際この帯域でサービスしたいという会社が出てきてございますので、制度整備を進めてまいります。

また、先ほど御説明にもありました移動体向けのブロードバンドの静止衛星通信システム。この拡張帯域につきましても、技術的条件の検討、制度整備を進めてまいります。

9 ページ目を御覧ください。まず 1.2 GHz 帯の画像伝送用の携帯局でございます。これは昔から大型のラジコンヘリの空撮で使われていた無線局で、現在 380 局ございますが、これらは 2.4 GHz 帯、5 GHz 帯で同様に使える便利なシステムがございますので、そちらのほうに移行していくというふうに進めてまいります。

2 つ目、1.9 GHz 帯の公衆 PHS サービスの終了に伴う対策でございます。公衆 PHS サービスは、令和 5 年 3 月末に終了予定でございます。下の 2

つ目のポツにあります。令和3年度をめどに、この公衆PHSサービスが抜けた後の周波数。下の図で言いますと、橙色で、デジタルコードレスの両脇にあるところがなくなるということですので、今あるDECT方式、またはTD-LTEの方式の拡張の検討を開始していきたいとさせていただきます。

10ページ目を御覧ください。これはデジタルMCAシステムでございます。これは自治体や企業の中では、災害時の事業継続計画システムの中でも非常に使われるということで、ニーズが高まってきているシステムでございます。このMCA、今後は高度MCAシステムに移行が進んでいく予定でございますので、本年度実施しております技術試験事務の結果を踏まえながら、移行時期の検討を進めてまいります。その下の図を見ていただくと、灰色のところにありますMCAを、赤色の高度MCAのところに移していくというものでございます。将来、今あるMCAのところ为空いてくるわけですので、ここに入る新たなシステム、サービスの技術的条件などの検討も進めていくということにさせていただきます。

11ページを御覧ください。Beyond 5G推進戦略が今年の6月にまとまりました。その中に含まれております実験用の周波数帯として、150GHz帯、300GHz帯の割当てを進めてまいります。また、テラヘルツなどを実験や開発のために使いやすくするような制度整備も進めてまいります。

最後、実験試験局の無線局の免許手続の緩和。例えばこれは技適の製品を使って事業をする分には簡単にできるんですけども、技適の製品を使って実験試験局を開設するとなると、手続が今はまだ煩雑になってございます。そういうところも緩和していくようなことを今考えてございまして、それにつきましては、また今後の電監審のほうに諮問させていただくということでございます。

今回の改定につきましては以上でございます。

12ページ以降は、周波数再編アクションプラン改定案の全文が載っている

ところでございます。

説明は以上でございます。明日から1か月間のパブコメをさせていただいて、また、11月の電監審にて報告させていただく予定でございます。

報告は以上でございます。

○吉田会長 御説明どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、委員の先生方から何か御質問や御意見等ございましたらお願いいたします。

○林委員 林でございます。

○吉田会長 はい、どうぞ。お願いいたします。

○林委員 ありがとうございます。これは事前レクの際に質問した点ですけれども、また、のちほど長田委員から補足があらうかと存じますけれども、「既存周波数の5G化」についてでございます。これについては、8月27日に省令改正がなされて、開設計画の変更申請が可能になったと承知しましたが、以前の電監審の審議でも議論になりましたように、「既存4G周波数による5G」と「新周波数による5G」をエリアマップで分かるようにユーザーへ周知すべきという話があったと思います。5Gによる高速大容量だと思ったら、実は思った通りの速度がでなかったということになりますと、いわゆる「5G」としての信用・期待が裏切られるということにもなりかねないと危惧しております。消費者の判断に必要な、かつ適切、正確な情報を提供するという見地からは、単に事業者協議に委ねるというだけではなくて、各事業者とも連携をとりながら、総務省としてもしっかりグリッドしていただきたいと存じます。

取りあえず私からは以上でございます。

○吉田会長 林先生、どうもありがとうございました。

布施田課長から何かございますでしょうか。あるいはどなたかからお答えいただけますでしょうか。

○布施田電波政策課長 翁長移動通信課長からお答えいたします。

○吉田会長 はい、どうぞ。よろしく願いいたします。

○翁長移動通信課長 翁長でございます。先生方、御指摘ありがとうございます。私も7月に着任いたしましたけれども、この話を聞いたときには非常に重要な課題であるということを強く認識したところでございます。

先ほど先生に御指摘いただいたように、いわゆる消費者保護の観点もござい  
ますし、私が一番気にしたのは、5Gを買ったのに、期待を裏切る形となるの  
も懸念いたしますので、そこは注意していろいろ進めていかなければいけない  
と認識しているところでございます。

具体的に、現在の対応状況を御説明申し上げますと、本件については7月の  
電監審でも御指摘をいただいておりますので、これを踏まえまして、まず開設  
計画の変更の手続きでございますけれども、どのように適切な周知を行うのか、  
また、利用者保護に努めるのか、その方針について具体的に記載するように求  
めることとしております。

5Gのサービスの提供区域の周知方法、先ほどエリアマップという言葉もご  
ざいましたけれども、これらについて具体的に記載してくださいという形で変  
更申請マニュアルを明記いたしまして、総務省といたしましては、変更申請が  
出てきたら、この内容について確認をしていきたいと思っております。

現在、5Gのサービスが開始されておりますけれども、いわゆる4Gバンド  
ではない5G専用の周波数のところでは、各社によってエリアの表示の仕方が  
異なっているのは御承知かと思えます。例えばドコモであると、リストのよう  
な形で、何とか駅前とか、どこのドコモショップとかと表示しており、他社で  
はマップで表示しているという点もございまして、今の時点でも事業者で差が  
出ているというのは御存じのとおりかと思えます。

さらに、仮にエリアマップで行きましょうということになったとしても、各

社ごとに色が違うとか、ここは5G専用の周波数なので高速ですよ、ここはちょっと遅いですよということを、色で表示したとしても、色の説明の日本語の書きぶりについてばらばら感が出ていると、一般の方からも分かりにくいことになろうかと思いますので、まずはこれらについて、事業者間の中でちゃんと議論していただきたい。その結果を見て、我々総務省の立場から見て、これが適切なかどうかといったところをちゃんと見ていきたいと思っております。

これを着実に進めるために、先月末に省令改正を官報に公示いたしました。そのときに、私から4事業者の担当の方々に、今申し上げたような私の思いを伝えるとともに、きちんと消費者保護の観点からも、エリアマップについて業者間でちゃんと真摯に議論してほしいといった内容をメールですが、伝えております。今、事業者のほうで真摯に受け止めていただいて、議論が進められていると思っております。

いずれにしても、事業者任せにするのではなくて、総務省といたしましても、消費者保護の観点になりますと、電気通信事業部も関係してまいりますので、事業部とも一緒になって、注視していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○林委員 ありがとうございます。大変丁寧に御説明いただきまして、かつ、翁長課長のこの問題に対処する熱い思いというのが伝わってきたように感じました。いろいろ大変御努力されているというのもよく分かりました。どうもありがとうございました。

私からは以上です。

○吉田会長 どうもありがとうございました。

○長田委員 関連して長田からよろしいでしょうか。

○吉田会長 はい。お願いいたします。

○長田委員 翁長課長にお伺いしたいと思います。まず業者間で調整をとということですが、例えばいろいろな場面、私が経験してきた中でも、場の設定、そして、そこには総務省の御担当の方も入ってというような調整が結構行われているのではないかと思います。今現在、そういう4者で何か協議が実際に具体的に進んでいると理解してよろしいのでしょうか。

それからあと、海外でのエリアマップなどを見ていまして、もともとの5Gと、それから、4Gを使っているものとの、どう呼ぶか、どう表現するか。いろんなことの御指摘ありましたけれども、まず名前をどうするのかというところもかなり議論しないといけないと思います。マップ上に落とすとしても、私が海外の例で見たものは、5Gと5Gプラスと書いてあって、どっちがいいんだかよく分からない。どっちがどういう特性なのかが分からないというものも目にしましたので、そういうところも含めて、きちんと、むしろそういうものを受け取る消費者も含めて、議論の場を総務省のほうで作っていただくというほうがよろしいのではないかと考えているのですけれども、いかがでしょうか。

○翁長移動通信課長 ありがとうございます。まず1点目の御質問の業者間の調整が進んでいるのかということですが、現時点で私が承知しているところでは、御担当の方々に何かの話が進められているのではないかと考えております。ただ、私のところにはまだその結果としての報告は来ておりません。その場に、総務省の担当が出席しているのかということですが、それについても、今の時点では、我々から誰かが参加しているといったようなことはありません、今はまずは事業者間で議論を始めているところだと思っております。その後、我々のところに相談が来るとしますので、そのときには対応していきたいと考えてございます。

もう1点、御指摘のように、海外のように、5Gとか5Gプラスとか、いろ

んな言葉があつて混乱するのではないかということでございますけれども、その点につきましても、先ほど申し上げましたとおり、色で表示したとしても、ここは5Gの高速エリアとか、こういった呼び方をするのかというところでも混乱があつてはならないと思いますので、そういった点でも、我々は注視していきたいと思つているところでございます。

さらに、消費者の方々も御参画いただく場が必要ではないかということですが、その点につきましては、事業部の観点も出てまいりますので、事業部とも相談しながら、事業部の消費者保護の研究会や検討会があるかと思つたしますので、そういった場が使えるのかも含めて検討させていただきたいと思つております。

○長田委員 ぜひよろしくお願ひいたします。

○吉田会長 どうもありがとうございました。

ほかに御意見等ございますでしょうか。

○日比野委員 日比野ですけど、よろしいでしょうか。

○吉田会長 お願ひいたします。

○日比野委員 素朴な質問なんですけど、5Gは日本で今年、商用に供されたところで、Beyond 5G、6Gの話になっていますけれども、国際的に見てもこの6Gへの準備というのがかなりホットな 이슈 になっているのか。日本が先頭を走っている、結構早く対応してキックオフしているという状況なのかどうか教えていただければと思います。

○翁長移動通信課長 ありがとうございます。Beyond 5G、6Gという言葉もありますけれども、実際のサービス開始は10年後ぐらいかなとは思いますが、現状、各国を見ても、やはり5Gが始まったばかりですので、Beyond 5Gについては取組が始まったばかりといったところだと認識しています。

では、日本が最先端を走っているのかと言われると、まだ始めたばかりですので、どっちが進んでいる、進んでいないというのは、まだ判断するのは早いかなと思っております。

いずれにしても、日本も負けないように、これから総務省も頑張ってもらいたいと思いますので、先生方の御支援も頂戴できればと思っております。よろしく願いいたします。

○日比野委員 ありがとうございます。6G、先頭を切るように期待しております。

○吉田会長 ただいまの日比野委員からの御質問に関連いたしまして、11ページのBeyond 5Gの推進のところに、実験試験用の周波数として、150GHz帯及び300GHz帯の割当てを行うと書かれておりますけど、非常に高い周波数で驚きました。こういった非常に高い周波数帯の具体的なアプリ、応用というんでしょうか、これは何が想定されているんでしょうか。もし分かっていたらお聞かせ願えればと存じます。

○布施田電波政策課長 この実験用周波数帯は、事業者の方々、ベンダーのメーカーの方々にヒアリングしていく中で、ここで実験したいというニーズがあって、それを酌み取っていくような割当てでございます。その際、事業者の方、メーカーの方で、具体的なサービスがあるという段階ではないです。この実験といいますのも、この150GHz帯という高い周波数帯では、実際、電波がどういうふうにして反射するのかとか、どのような電波伝搬、電波の飛び方の特性があるのか。非常に基礎的なデータを集めるための実験試験局でございます。

これをやった上で、では、どのようなサービスになるのだろうかというような段階になっていきますので、これもまだまだ基礎的な実験でございまして、サービスなどはまたこれからの議論だと認識しております。

○吉田会長 よく分かりました。ありがとうございました。

それでは、ほかに委員の先生方からはいかがでしょうか。

兼松会長代理からは何かございますでしょうか。

○兼松会長代理 ありがとうございます。私は、既存バンドの5G化の議論は、もう皆さん御議論いただきましたので、特につけ加えることはございません。

○吉田会長 はい。ありがとうございます。

ほかに追加で委員の皆様方から何かございますでしょうか。

○長田委員 特にございません。結構です。

○吉田会長 ありがとうございます。では、よろしいでしょうか。特にないようでしたら、それでは、本報告事項につきましては終了したいと思います。どうもありがとうございました。

○布施田電波政策課長 ありがとうございました。

## (2) 航空機局等の無線設備保守規程に係る無線局の保守の実施状況

○吉田会長 それでは、続きまして、2件目の報告事項になりますが、航空機局等の無線設備保守規程に係る無線局の保守の実施状況につきまして、片桐基幹・衛星移動通信課長から御説明をお願いいたします。

○片桐基幹・衛星移動通信課長 改めまして、基幹・衛星移動通信課長の片桐でございます。報告事項でございまして、航空機局等の無線設備等の点検その他の保守の実施状況ということで、平成31年4月から令和2年3月までについて御説明したいと思います。

資料は1ページでございまして、ページ番号が右下について見にくいかもしれませんが、まず無線設備等保守規程の認定制度の概要につきまして簡単に御説明いたします。無線設備等保守規程の認定制度につきましては、平成

30年8月1日から運用されているところでございます。免許人は、PDCAサイクルを活用した無線設備等の点検その他保守に関する規程、これがいわゆる無線設備等保守規程と言いますが、これを作成いたしまして、総務大臣から認定を受け、点検保守業務を実施するとともに、毎年、総務省に、実施状況や不具合状況等の報告を行うものでございます。この制度を活用することによりまして、従来の定期検査による基準適合性の確認に比べまして、確認間隔の拡大が可能になっております。

この1ページ目で言いますと、右下の表の黄色いところになりますが、こちらは1年ではなくて2年であったり、最長5年までに延びることが可能であるということでございます。

なお、無線設備等保守規程の主な記載事項につきましては、今、御覧いただいたところの上になります5つほど丸がございまして、こういった記載内容になってございまして、中でも、後ほど出てまいりますのが丸の5つ目でございます。無線設備等の点検その他保守に関する信頼性管理に関する分析と処置対策の概要というところで、こちらにつきましては、信頼性管理について一定の基準を設けておりまして、それを超えた場合に重点的な対応を行うアラート基準としての信頼性管理値といったものが免許人の保守規程の中に盛り込まれて認定されているということでございます。

続いて2ページ目に移ります。無線設備等保守規程の認定に関する年度ごとの報告でございます。こちらにつきましては、新たにPDCAサイクルの手法を取り込みますとともに、毎年各社が自主的に行っている無線設備の点検、保守業務の実施状況や、無線設備の不具合状況、その原因、対策を実施した措置等の報告により、持続的な信頼性の管理を行うものでございます。

PDCAサイクルの表の仕組みは、日常の点検業務で信頼性維持を図るとともに、必要に応じて実施方法・体制や検査の間隔、管理値の見直しなど、保守

規程自体についても改善、見直しが行われていくものでございます。

各免許人が適切にP D C Aサイクルを回しているかどうかを確認するため、2 ページ目のちょうど真ん中にあります青枠の矢印になりますが、年1回、総務省に対して、過去1年間の点検業務や必要な改善策、方法等の実施状況について報告することとなっております。そして、当分の間、電波監理審議会にも報告することとなっております。

ページをおめくりいただきまして、3 ページ目でございます。これが令和元年度、本年は昨年4月に認定いたしましたA N Aグループ4社及びピーチ・アビエーション社から、昨年度の実施状況につきまして、ちょうど1年が経過したところで報告を受けたところでございます。

報告事項は、上の右側のほうに1から7まで記してございますが、この7つになってございます。特に6番、7番といったところが大事になるのですが、例えば先ほど申し上げましたとおり、信頼性管理の分析に当たりましては、信頼性管理の基準値と言いまして、管理値というものを各社設定しておりますけれども、こちらを超過した場合のどのような対策を取ったかということが各社から報告がございました。

不具合が発生して、その信頼性管理値を超えた場合につきましては、部品の交換やハードウェアの改修、それから、特別モニターなどを実施いたしまして、今後、短時間での無線設備の取卸しが、傾向が認められた場合には、当該無線設備の排除を検討する等の信頼性向上施策を取っていることが明らかになりました。

なお、2019年度におきましては、無線設備において不具合の原因が集中したものは特になくて、次年度における無線設備の管理に向けては、2019年と同様の基準値、点検の間隔で実施することとなっております。

実際にデータを集めて、では、これからどうするのかということですが、こ

の報告で得られました各社の無線局の不具合データなどにつきましては、非常に膨大なものにわたりますが、故障の予測精度を高め、予防的な保守に役立てるために、一定の秘密保持契約を結ぶことを前提といたしまして、認定免許人間で共有し、活用することを考えております。

いずれにしましても、来年度以降は、本年4月に認定いたしましたJALグループ等からも報告がなされる予定でございまして、今後、長いスパンで多くのデータを積み上げることにより、新たな傾向などが見えてくるのではないかと考えております。

総務省としては引き続き、認定免許人から定期的に実施状況を報告いただきまして、PDCAサイクルが回っているか管理、監督し、また、得られたデータを活用して、よりよい制度運用を行っていききたいと、このように考えてございます。

以下4ページ以下に、ANAグループとピーチ・アビエーションの具体的な管理基準値を超過しました事例について、御参考のために添付してございます。

以上雑駁ですが、報告でございます。

○吉田会長 御説明どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、何か委員の先生方から御質問や御意見等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

それでは、吉田からまずコメントをさせていただきます。この制度が本当にうまく働くのかどうか、非常に気にはなっていたんですけども、最初の年の報告が上がってまいりまして、そう大きなトラブルもなく、比較的スムーズにこの制度が動いているように伺い安心いたしました。

具体的な報告データ例をつけていただいておりますけれども、その中で1点、管理値が超過しているデータ等もございましたけれども、これらについては、使用航空機が退役予定の古い飛行機であるという理由も書かれていて、特に新

しい、今後使われる予定の飛行機につきましては大きな問題はなかったようで安心しているところでございます。

それから、今、片桐課長から御説明いただきましたように、この報告内容をどう活用していくかということに関して、認定免許人間で総務省への報告内容の共有を図りたいという御提案がございましたけれども、この共有を図るということは私も非常に重要であり、これから何年間か、継続的に蓄積していったら、このスキームがうまく働くことにつながっていけばと願っております。

以上、雑駁ですけど、コメントでございます。

○片桐基幹・衛星移動通信課長 ありがとうございます。

○吉田会長 それでは、ほかに、委員の先生方から何か御意見等ございますでしょうか。

○兼松会長代理 よろしいでしょうか。

○吉田会長 お願いいたします。

○兼松会長代理 兼松でございます。御報告どうもありがとうございました。今、課長がおっしゃられた全日空さんの報告の中で、退役が近い飛行機において、若干管理値を超えた月が何か月かあったということでございますけれども、ほかにも若干事象があったようでございますけれども、結果としては、何か運行に重大な支障が生じたですとか、事故につながったというような事象はなかったと理解してよろしいでしょうか。

○片桐基幹・衛星移動通信課長 ありがとうございます。御指摘のとおりでございます。大きなトラブル、事故が一番よろしくないわけでございますが、そういった事例は、今年度については発生しなかったということでございます。

○兼松会長代理 ありがとうございます。そしてまた、今回は、退役が近い飛行機ということで、若干値が高いものが出てしまったということなんですけども、これは今までの制度の中でもやはりその退役が近いものについては、若干

数値的に問題が出るというのはよくあったことなんでしょうか。

○片桐基幹・衛星移動通信課長 ありがとうございます。この制度が開始する前につきましては、様々な無線設備につきまして、各社が個々に無線局の検査を行っていましたが、残念ながら、そこに対して体系的なデータの蓄積が行われていなかったということもございまして、残念ながら、そのことははっきりとは申し上げられないということでございます。ですので、今回の制度の導入によりまして、こういった傾向がいろいろ見えてくるということが大きな意味を持つだろうと考えております。

○兼松会長代理 御説明ありがとうございます。そうしますと、今回の制度によって、より見える化したといえますか、具体的なリスクが管理しやすくなってきたのではないかという、そういう意味では非常にいい制度が導入されたのかなと思いますけれども、ユーザーの観点からしますと、退役が近い飛行機はちょっと危ないのかなという、若干不安を感じたところもございますので、引き続き、この制度、来年は日本航空さんも出てくるということですので、注視していただきたいと思いますと思っております。

○片桐基幹・衛星移動通信課長 ありがとうございます。

○吉田会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○日比野委員 すみません。日比野ですけど、よろしいでしょうか。

○吉田会長 はい。お願いします。

○日比野委員 これは昨年の状況ですが、今年に入って、御案内のとおりコロナで、航空機の利用状況は激減という非常に特殊な状況に入っていると思います。特殊な状況下で今年はJALグループが認定されましたが、素人考えだと、管理値に異常値が出てくることもあり得るんじゃないかなと思ったりもします。継続的なデータのモニタリングを行っていただいて、適正な保守ができるよう

に運用いただきたい。

航空会社、航空業界をめぐる経営環境というのも改善するかもしれませんが、なかなか元には戻らないというのが大体コンセンサスになってきています。そういう状況、今までと違う環境の中での保守ということですので、それはしっかりやられることを注視していきたいなと思います。

○片桐基幹・衛星移動通信課長 ありがとうございます。委員御指摘のように、管理値の中に飛行時間というものを取り入れているものもございますので、あまり極端な値が出るという場合には引き続き注視していきたいと思います。どうもありがとうございます。

○吉田会長 林委員あるいは長田委員からはいかがでしょう。

○長田委員 長田です。特にございません。

○林委員 失礼しました。林でございます。私からもございません。

○吉田会長 ありがとうございます。

ほかに追加の御意見、どなたかございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特に追加の御質問、御意見等ないようでしたら、本報告事項につきましては終了したいと思います。どうもありがとうございました。

○片桐基幹・衛星移動通信課長 ありがとうございます。

○吉田会長 以上で、総合通信基盤局の審議を終了いたします。

総合通信基盤局の職員は退室をお願いいたします。

(総合通信基盤局職員退室)

○吉田会長 それでは、情報流通行政局の職員の方に入室するよう御連絡をお願いいたします。

(情報流通行政局職員入室)

## 報告事項 (情報流通行政局)

## 令和元年度民間放送事業者の収支状況

○吉田会長 吉田でございます。情報流通行政局の皆様におかれましては、予定された時間を大幅に遅れまして大変申し訳ございません。いろいろ不手際等ございまして、遅れてしまいました。お待たせしたことで存じます。

それでは、審議を開始させていただきます。

その前に、情報流通行政局におきましても人事異動があったと伺っております。つきましては、簡単に御挨拶を頂戴できればと存じます。どうぞよろしくお願いたします。

○秋本情報流通行政局長 7月20日付で情報流通行政局長を拝命いたしました秋本芳徳でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○吉田会長 よろしくお願いたします。

○湯本審議官 同じく7月20日付で情報流通行政局の審議官を拝命しました湯本でございます。よろしくお願いたします。

○吉田会長 よろしくお願いたします。

○犬童総務課長 同じく情報流通行政局総務課長を拝命しました犬童でございます。よろしくお願いたします。

○吉田会長 よろしくお願いたします。

○林地上放送課長 同じく7月20日付で地上放送課長を拝命しました林と申します。よろしくお願いたします。

○吉田会長 よろしくお願いたします。

○廣瀬地域放送推進室長 同じく7月20日付で地域放送推進室長に着任いたしました廣瀬と申します。よろしくお願いたします。

○吉田会長 よろしくお願いたします。

御挨拶どうもありがとうございました。

それでは、審議を再開いたします。

報告事項になりますが、令和元年度民間放送事業者の収支状況につきまして、林地上放送課長、吉田衛星・地域放送課長、廣瀬地域放送推進室長から御説明をお願いいたします。

○林地上放送課長 地上放送課長の林でございます。私のほうから、令和元年度民間放送事業者の収支状況につきまして、地上基幹放送事業者の部分について御説明申し上げます。お手元の資料の2ページを御覧ください。

まず地上基幹放送事業者の収支状況でございます。(1)収支状況表でございます。表の、まずテレビジョン放送事業者の行を御覧ください。事業者数でございます。テレビジョン放送単営社95、そして、テレビジョン放送とAM放送の兼営社32、併せて127社でございます。

売上高でございます。テレビジョン放送事業者全体で2兆1,000億円程度ということで、対前年度比マイナス3.3%となっております。それから、営業損益でございますけれども、約1,000億円ということで、こちらは対前年度比マイナス27.1%でございます。

それから、隣の経常損益でございます。こちらは約1,200億円ということで、対前年度比マイナス26.5%でございます。

それから、当期損益につきましては、約900億円ということで、対前年度比マイナス24.3%と、いずれも厳しい数字となっております。

次に、ラジオ放送事業者の行を御覧ください。事業者数でございます。AM放送単営社が15、短波放送単営社が1、FM放送単営社が52ということで、併せて68社でございます。

売上高でございます。約1,000億円ということで、対前年度比マイナス2.9%でございます。それから、営業損益につきましては、約5億円の黒字とい

うことで、対前年度比マイナス55.2%でございます。経常損益につきましては、約20億円の黒字ということで、対前年度比マイナス27.1%でございます。それから、当期損益につきましては約24億円ということで、こちらは昨年度の赤字から黒字になったものでございますが、この点については、後で簡単に補足させていただきます。

合計でございますけれども、テレビ、ラジオ、合計で195社でございます。売上高は約2兆2,000億円ということで、対前年度比マイナス3.3%、営業損益につきましては約1,000億円の黒字ということで、対前年度比マイナス27.3%、経常損益につきましては約1,200億円の黒字ということで、対前年度比マイナス26.5%、当期損益につきましては約930億円の黒字ということで、対前年度比マイナス16.2%でございます。

先ほどラジオ放送事業者の当期損益が昨年度の赤字から黒字になったと申し上げましたが、これは主に厚生年金代行返上益が一部の事業者にあったということによるものでございまして、これがなければ、今年度も赤字になっていたということでございます。

続きまして、3ページを御覧ください。事業別当期損益の黒字社、赤字社でございます。赤字が、今年度、当期損益が赤字だった会社の数でございます。テレビについては、前年度の3社から7社、兼営社につきましては、前年度の1社から3社、AM・短波放送単営社につきましては、前年度の6社から7社、FM単営社につきましては、前年度の12社から14社と、それぞれ赤字の会社が前年度より増えているという状況でございます。

それから、その下の収支状況の推移、コミュニティ放送を除くものでございます。こちらにつきましては、売上高と費用計の推移でございますけれども、いずれも平成24年度から平成28年度までは増加だったんですけれども、ここ3年間、平成29年度、30年度、そして、令和元年度につきましてははい

れも減少ということで、特に令和元年度はかなりの減少になったということ  
でございます。

続きまして、4ページを御覧ください。営業損益、経常損益及び当期損益の  
推移でございます。こちらにつきましても、平成23年度から27年度につき  
まして、営業損益、経常損益とも増加でございましたけれども、28年度以降  
はずっと減少傾向にあるということで、こちら令和元年度はかなりの減少に  
なったというものでございます。

5ページを御覧ください。売上高、営業損益のキー局等の構成比率の推移で  
ございます。売上高につきましては、在京キー局の割合が約49%ということ  
で、ここ10年、あまり変化はございません。一方で、その下の営業損益のと  
ころでございますけれども、こちらは年度ごとに上下がございまして、令和元  
年度につきましては、在京キー局の比率が約58.2%ということございま  
して、前年度の52%から増えているものでございます。

続きまして、6ページを御覧ください。媒体別広告費の推移でございます。  
一番上の青いグラフでございますけれども、こちらが総広告費でございまして、  
こちらについては、昨年の約6兆5,000億円から増加しているものでござ  
いますが、その中であって、特に注目すべきは、今年初めてインターネットの  
広告費が地上波のテレビを上回ったということでございます。この地上波のテ  
レビを含めまして、新聞、雑誌、ラジオ、いずれも減少傾向にあるというこ  
とでございます。

ただし、インターネットの中には、radikoですとかTVerのような、ラジオで  
すとかテレビに由来する広告も含まれているということでございます。

私からの御説明は以上でございます。

○吉田衛星・地域放送課長 続きまして、衛星系放送事業者の収支状況につき

まして御報告をさせていただきます。衛星・地域放送課長の吉田でございます。  
引き続きどうぞよろしくお願いたします。

7ページを御覧ください。衛星系放送事業者の収支につきましては、NHKと放送大学学園を除いた民間事業者の収支状況となっております。大変恐縮ですが、まず最初に合計の一番下の衛星放送事業の部分を御覧ください。

令和元年度につきましては、営業収益は3,623億円、営業費用は3,324億円、営業損益は298億円となっております。昨年度と比較いたしまして、営業損益は1.5%の減となっております。

次に、上のほうに戻っていただきまして、衛星基幹放送の部分でございますが、衛星放送事業の営業収益につきましては、営業収益、営業費用とも大きな変化はなく、営業損益は247億円ということで、0.9%の減、若干の減となっているところでございます。

そのうちのBS放送の部分を御覧いただきたいと思えます。営業損益は66億円ということになっておりまして、昨年度と比較いたしますと、26.6%の減となっております。これは4K放送設備の減価償却費が通年でかかってきたことが影響しております。4K放送が開始されたのが平成30年12月でございましたので、平成30年度の収支報告では、減価償却費が主に4か月分しか反映されていなかったということでございますが、令和元年度の収支では、これが通年でかかっていることとなっております。営業損益がその関係で大幅に減っているということでございます。

東経110度CS放送、水色の下にございます部分になりますが、こちらにつきましては、38億円の営業損益となっております。こちら昨年と比較いたしますと、マイナス19.6の減少となっております。加入者減ということもございますが、やはり4K放送設備の減価償却費が通年でかかってきたことが主な要因ということになってございます。

衛星一般放送につきましては、テレビジョン放送の欄になりますが、これは東経124/128度CS放送でございますが、加入者の減によりまして、営業収益、損益ともに昨年度と比較いたしまして減少になってございます。

全体と致しまして、やはり4K放送の設備投資、この関係が重くかかっているということになるかと思えます。

8ページを御覧ください。上のところでございますが、黒字社、赤字社の数をそれぞれグラフでお示しさせていただいております。赤字社につきましては、令和元年度は7社となっております、平成30年度の数と変わってはございません。この7社の中には、4K放送を提供している事業者も含まれてございます。

その下のグラフ、表につきましては、それぞれBS放送、東経110度CS放送、また、衛星一般放送の経年の推移をお示しさせていただいておりますが、時間の関係で割愛させていただきます。

以上でございます。

○廣瀬地域放送推進室長 引き続きまして、地域放送推進室から、コミュニティ放送とケーブルテレビ、有線テレビジョン放送事業者の収支状況について御説明させていただきます。

すみません。資料が行ったり来たりして恐縮ですが、2ページに戻っていただきまして、2ページの1の(1)のア、総括表の下から2番目、表の下から2つ目ですね。これはコミュニティ放送の収支状況になっております。コミュニティ放送、令和元年度は全部で303事業者ありまして、売上高、ここにありますように145億円、費用につきましては147億円ということで、全体で見ますと2億円の赤字という形になっております。

注の6を見ていただきたいんですけども、303社中、当期損益の黒字社が大体189社、赤字社が114社ということで、3分の2ぐらいが当期損益

黒字という、全体の傾向自体は昨年度変わっておりません。

コミュニティ放送は以上でございます。

すみません。また資料が行ったり来たりであれですが、9ページを御覧ください。9ページの一番上の表は、有線テレビジョン放送事業者の収支状況になっております。こちらは9ページの表の事業者数と書いてあるところですね。ここは今回、令和元年度は274社の事業者を集計しております。ケーブルテレビ事業というところを御覧いただきたいんですけども、営業収益はおよそ5,007億円、営業費用が4,555億円ということで、営業損益が451億円という形になっております。これを見ていただきますと、上の全事業の総額と比べていただきますと、全事業に占めるケーブルテレビ事業の割合がおおよそ3分の1ぐらいで、こちらもこれまでの傾向と変わりありません。

ただ、ケーブルテレビ事業の営業損益ですね。こちらはマイナス15.5%。昨年度と比べてマイナス15.5%という形になってございます。理由といたしましては、ケーブルテレビ事業者、各社、光化投資を進めていますということ、あと、パススルー方式となって、セットトップボックスが設置不要になると。そうすると、レンタル収入というのが減ってきますということが要因であると考えております。

真ん中のグラフは、単年度黒字社の数とその割合でございます。昨年と比べて、単年度黒字社は、28減っておりますけれども、この分母が分かりにくくて恐縮ですが、上の表にありますように、去年が、一昨年が287事業者が分母だったのが、今年度は274事業者が分母になっているということで、もともと13事業者が減っている中で、単年度黒字社が28減っていますという状況になっております。

一番下の表は、収支状況の5年間の状況、収支の5年間の状況をグラフにしたものでございます。

御説明は以上でございます。

○吉田会長 どうもありがとうございました。ただいま林課長、吉田課長並びに廣瀬推進室長から御説明をいただきました。どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に対しまして、委員の先生方から何か御質問や御意見等ございましたらお願いいたします。

○林委員 林でございます。

○吉田会長 お願いいたします。

○林委員 御説明ありがとうございました。地上基幹放送事業者の部分について少し質問があるんですけども、これを拝見しておりますと、地上波、中でもローカル局をめぐる経営環境というのは、短期的にも中長期的にも厳しさを増す一方だなというふうに拝見いたしました。特に新型コロナウイルスの感染拡大というのは、はからずもテレビ各社の経営悪化を一挙に、何年分かも先取りするような形になっているようにも見えまして、その意味で、経営面での危機感というのは急速に高まると予想されるわけですけども、仮に2021年度にコロナが終息し、業績のV字回復が実現して、一息つけたとしても、構造的な問題である人口減少の問題であるとか、あるいは、今日御説明のあったインターネットへの広告費のシフト、こういった構造問題はコロナ禍前後で何ら変化しないわけでありまして、こうした問題に対応するための経営戦略の方向性の問題であるとか、具体的な経営対応策というのは、一義的にはもちろん各事業者において考えるべきことではありますけれども、総務省としてはどういうふうに見ておられるのかというのを御参考までに御教示いただければと存じます。

以上です。

○林地上放送課長 ありがとうございました。地上放送課長の林でございます。

総務省としてどう考えるのかということでございました。このローカル局の

経営困難につきましては、私どももまさしく非常に危惧しているところでございまして、まさにこの点につきましては、先生も御案内のとおり、基盤強化検討分科会のほうで御検討をいただいたところでございまして、その中で提言いただいた内容としましては、やはり一つにはインターネットの活用ということがございます。

今回もインターネットの広告費の中で、先ほど申し上げましたとおり、テレビですとかラジオの由来の広告費が計上されておりました、特に、例えばテレビにつきましては、テレビメディア由来のインターネットの広告費というものが、昨年で言いますと154億円、前年比148.5%ということで、かなり伸びているところでございまして、こうしたところに一つの活路があるのかなというふうにも考えているところでございます。

それからもう一つは、やはり分科会の中でも提言いただいたものとして、やはりコンテンツの海外展開というところが一つあるのかなと考えておりました、これにつきましては、総務省で予算措置等により、後押しをしておるところでございまして、今後もこの点については強力に後押ししていきたいと考えているところでございます。

それから、ベストプラクティスですね。各局が取り組んでおられるベストプラクティスについて共有を図っていくべきであるという点も、基盤強化検討分科会のほうで提言いただいたところでございまして、これについては分科会の報告書、それから、分科会の資料等を通じて既に共有させていただいているところでございまして、こうしたことを突破口として、ローカル局につきましては、基盤強化していただきたいと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

○林委員 ありがとうございます。大変丁寧に御教示いただきましてありがとうございます。お聞きしておりますと、ローカル局といえども、通信と放送

の融合・連携に向けた動きはますます避けて通れないものだというのを感じた次第です。どうもありがとうございました。

○林地上放送課長 ありがとうございました。

○吉田会長 ほかにいかがでしょうか。何か委員の先生方からございますでしょうか。

○兼松会長代理 よろしいでしょうか。

○吉田会長 はい。お願いします。

○兼松会長代理 御説明ありがとうございます。今の林先生の御質問に関連するんですけれども、いろいろと基盤検等の御提案に基づいて努力されるということなんですけれども、ただ、現実問題としまして、今後やはり放送というのはだんだん厳しくなってくるということは誰もが認めざるを得ないのではないかと感じておまして、そういう意味で、ローカル局も今後、経営統合ですとか整理ということも視野に入ってくるのではないかと思うんですけど、その辺まではまだ特に御検討はされていないという、省のほうでは検討がされていないということになるのでしょうか。

○林地上放送課長 はい。地上放送課長の林でございます。具体的に、まずそういうことにつきまして何か検討しているということはございません。一方で、規制改革会議の中でも、ローカル局の経営基盤の強化につきましては、事業者の要望を踏まえて検討すべしという宿題をいただいていることもございますので、事業者の要望をよくお聞きして、そうしたことに取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○兼松会長代理 ありがとうございます。

○吉田会長 ほかに何か御意見やコメント等ございますでしょうか。

○日比野委員 すみません。日比野ですけど、よろしいでしょうか。

○吉田会長 はい。お願いします。

○日比野委員 意見に類するものですが、そもそも去年既に総広告費が落ちてきている中で、今年は当然コロナで広告出稿が落ちていると思いますので、なかなか大変なことになっていると思います。そうなると、広告収入に依存している民放とNHKの関係がクローズアップされるのかなとちょっと思ったりするんですね。経営状況の差がくっきりと出てくるんじゃないかなと。NHKの優位性が際立つということになると思うんですが、これからNHKも中計を作られるということだと思いますけど、ぜひ縮小スパイラルみたいな感じで、放送メディア全体の劣化に向かわないようにここは期待したいなど、若干の危惧とともに、申し上げておきます。

以上です。

○吉田会長 どうもありがとうございました。

総務省から何かございますでしょうか。特によろしいでしょうか。

○林地上放送課長 はい。ありがとうございました。

○吉田会長 御意見は特によろしいでしょうか。分かりました。

ほかに。長田先生、いかがでしょうか。何かございますか。

○長田委員 長田です。特にございません。ありがとうございます。

○吉田会長 はい。ありがとうございます。

吉田ですけれども、私も拝見しておまして、先生方、既におっしゃった点がかなり気にはなりました。媒体別広告費の推移のグラフを拝見しますと、やっぱりインターネットだけが断トツに伸びています。最近、NHKのみならず、民放もインターネットの配信をいろんな形でスタートされかけているということで、対応はされていると思うんですけれども、やはりメディア全体が健全に発展していくことを願っております。

それで、1点御質問したいと思いましたが、衛星系の放送事業者の収支状

況を伺っております、先ほど吉田課長のほうから、キー局等のBS放送の営業損益がかなり下がった理由として、4K放送の設備の減価償却と言うんでしょうか、それが影響して、前年比、営業損益がかなり低くなったと伺ったんですけれども、4K放送といいますと、テレビの中ではかなり明るい話題の一つですので、もう少し時間がかかるかもしれませんが、将来4K放送によって何かこう、かなり伸びる部分、良くなる部分もかなりあり、いずれ営業利益の伸びにつながることを皆さん期待されているのかなと思うんですけど、その辺りの見通しは実際のところどうなんでしょうか。もし何か感じておられるところがございましたら、お聞かせ願えればと思います。

○吉田衛星・地域放送課長 吉田でございます。御質問ありがとうございます。

4K放送につきまして、受信機自体は、コロナの影響下におきましても着実に伸びてございます。オリンピックは延期になりましたが、令和2年7月時点で累計出荷台数500万台を突破しております。

今後、着実にテレビの買い替え自体は進んでいくと考えておまして、今、4K放送に投資された放送事業者におかれては、受信機が一定程度整いますと、コンテンツもそろっていったら、正のスパイラルというものが回っていくのではないかと考えています。少し時間はかかると思っておりますけれども、そういう道筋は少しずつ見えてくるのではないかと担当としては期待も込めて考えております。

以上でございます。

○吉田会長 どうもありがとうございました。

ほかに、委員の先生方から何か御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特に追加で御質問等ないようでしたら、本報告事項につきまして終了したいと思います。どうもありがとうございました。

以上で情報流通行政局の審議を終了いたします。情報流通行政局の職員の皆様は退室をお願いいたします。どうもありがとうございました。

(情報流通行政局職員退室)

## 付議されている審査請求に関する審議

○吉田会長 それでは、時間が遅れておりますけれども、その他の案件につきまして、審議を再開いたします。

まず最初に、平成31年付議第1号、株式会社ひのきによる再放送同意に関する裁定の拒否処分に係る審査請求につきまして、放送法第180条において準用する電波法第93条第2項の規定に基づき審理に係る調書及び意見書が提出されましたので、長屋審理官から御説明をお願いいたします。

○長屋審理官 審理官の長屋でございます。それでは、提出いたしました意見書及び調書につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、「ひのきによる審査請求に係る意見書の概要」と題しました資料を御覧ください。意見書の構成でございますが、「第1意見」の項におきまして、この意見書の結論といたしまして、本件審査請求は棄却するのが相当である旨を記載してございます。

次に、「第2事実及び争点」の項におきまして、まず本件審査請求の趣旨、審査請求人の求めるところでございますが、これは総務大臣が平成30年10月25日付で審査請求人に対してしました裁定の拒否処分を取り消して、徳島県板野郡上板町の区域に係る部分について、再放送同意すべき旨の裁定をすること、これを求めるというものが本件審査請求の趣旨でございます。これを記載してございます。

それから、第2の「2事案の要旨」、同じく「3審査請求人の裁定の申請とこ

れに対する処分等に関する基本的事実」についてでございます。これはこの「意見書の概要」という、今御覧の資料の中の参考資料、「ひのきによる審査請求に係るこれまでの経緯について」と題する資料におきまして、年表式にまとめてございます。時間の関係もでございますので、一々この年表式のものを読み上げることはいたしませんで、この審査請求の事案の骨格を簡単に今、御説明申し上げますと、この株式会社ひのき、審査請求人でございますが、これは一般放送事業者でございます。この審査請求人が基幹放送事業者であります読売テレビ、参加人の放送につきまして、徳島県板野郡に属する松茂町、北島町及び上板町の区域におきます再放送の同意の裁定の申請をいたしました。

それ以降、裁定拒否処分を受けて、異議申立てをして、これを争う。それからまた改めて、一部についての不同意の裁定。これは松茂町及び北島町の区域における再放送についてのみ同意すべき旨の裁定がされまして、残りの上板町の区域におきましては同意をすべきものとはしないという、一部不同意の裁定を受けたということもございました。

これらに対しまして、審査請求人から異議申立てをいたしましたり、また、その決定に対しまして、取消しの訴えを起こすといった経過がございました。改めて、この裁定の申請に対して、総務大臣におきましては何らかの処分をすべき状態に立ち戻ったわけでございますけれども、結局のところ、参加人、読売テレビからは、上板町の区域につきましても大阪放送局の地上デジタルテレビジョン放送を同時再放送による放送によって再放送することに放送法上の同意をいたしますと記載されました文書が、審査請求人に送付されたという事実がございましたために、この裁定申請につきましては、放送法144条1項に定めます「基幹放送事業者が協議に応じず、又は協議が調わないとき」に当たらないとして、総務大臣から裁定の拒否処分をされたものでございます。

これに対しまして、これを不服といたしまして、審査請求人ひのきが、それ

を取り消した上、先ほどの上板町の区域における再放送の同意についても、これをすべき旨の裁定をするよう求めている事案でございます。

続きまして、第3でございますが、第3の理由の項におきまして、先ほどの意見として申し上げました本件審査請求は棄却するのが相当であるという結論を導きました審理官の認定判断を記してございます。その概要を簡単に申し上げます。

この「意見書の概要」の別紙1「各争点の概要」、同じく別紙2「各争点の概要(続き)」を御覧ください。審査請求人の主張は何点かにわたりますけれども、これは、審議の経過を踏まえまして、審理官におきまして、4点の争点に整理いたしましてこの意見書では記載してございます。

まず争点の1でございますが、これは本件の裁定申請が、放送法144条1項が裁定申請の要件として定めております、「協議が調わないとき」に該当するかどうかという点でございます。

これにつきまして、審査請求人は、本件裁定申請をもともといたしました平成23年6月21日の時点までに、一旦確定した、協議が調うという事実の不発生、要するに、協議が調わないということはもう確定しているのであるから、これが事後的に覆ることはあり得ないのだと。したがって、審査請求人は、その取得した、裁定を申請する権利を事後になって奪われることはないのだという主張をしてございます。

これに対しまして、審理官といたしましては、この「協議が調わないというとき」といいます放送法144条1項の定める要件でございますが、これは裁定の申請権を生じさせる要件として法の定めたものでございます。そして、これにつきましては、この要件を備えているかどうかの認定判断も当該の裁定申請に対する応答の行政処分の中で審査して判断するという法の仕組みが採られてございます。また、もともと大臣裁定につきましては、当事者間の協議によ

る解決を優先するということを立法趣旨としているということもございます。

これらの点から考えまして、この「協議が調わないとき」という要件の認定判断は、個別の裁定の申請に対して、裁定あるいは拒否処分という何らかの行政処分をする時までには生じた事実関係を基礎として行われるべきものと解されるのでありまして、裁定申請の後処分がされるまでの間に新たに生じてきた事実が、その認定の基礎から除かれるという根拠はないというように考えたところでございます。

それから、②番でございます。審査請求人が参加人の申出に応じて裁定手続外で参加人との間で再放送の協議を成立させていないと、審査請求人は申しまして、これを前提として、参加人が、同意するという、先ほど御説明申し上げた通知書を送付するなどの行為をただけでは、裁定手続の実態には影響が生じないと言ふべきであると主張してございます。

この主張に対しましては、「協議が調わない」という法の定める要件におきまして「協議」と申しますのは、これは再放送につきましての基幹放送事業者の同意に向けられたものでございます。そして、本件におきましては、参加人から、先ほど御説明申し上げました放送法上の同意をする旨の通知書が審査請求人に到達したという事実、これはもう動かないのでありますから、これによりまして、参加人は同意したと認められるということになりまして、協議は調ったとなります。したがって、「協議が調わない」という、この申請権の生じる要件には該当しないこととなったといわざるを得ないものでございます。

③でございます。これは、協議不調を要件にしております民法の共有物分割の規定その他にも言及しつつ、審査請求人は、「協議が調わないとき」の該当性を厳格に審査すること自体が法の解釈を誤るものである旨も主張してございませうけれども、これにつきましては、先ほど来御説明申し上げましたとおり、「協議が調わない」ということは、裁定の申請権を生じさせる法定の要件と解され

るものでございまして、かつまた、これにつきましては、裁定の申請に対する審査において、行政庁である総務大臣は検討して、この要件の具備が認められるかどうかということにつきましては、応答としての行政処分でもって判断するという仕組みを取っているものと解されるものでありまして、審査したことに何の問題もないと考えられるわけでございます。

4番目、これは少し趣の違う主張でございますが、「協議が調わないとき」ということの意味につきまして問題にいたしまして、審査請求人は、再放送自体については協議が成立したけれども、その他の条件、著作権料の支払い、その金額等について協議が成立しない場合も、「協議が調わないとき」に含まれるのであると。そして、審査請求人と参加人、読売テレビとの間においては、これらの点、著作権料の支払い等の点については協議が成立していないのであるから、「協議が調った」とはいえないという主張をいたしました。

この点に関しましては、放送法11条におきます同意といいますのは、一般放送事業者が基幹放送事業者の地上基幹放送を再放送すること自体についてのそれで十分なものと、放送法11条の規定及びその立法趣旨からは解されるところでございます。そのほかの著作権料等の言わば経済的な条件は民・民のといえますか、私法上の法律関係に属する事柄でありまして、当事者間の合意によって解決するほかないことでございます。

このように見て、放送法上の同意に関しては、同意あるいはこれに向けられた協議ということにつきましては、参加人が送付した通知書でもって同意がなされたと認めるに十分であり、したがって協議が調ったと認定できるというように判断されるところでございます。

それから、争点2、3は、それぞれこの今般の拒否処分と第一次の決定、第一次の決定と申しますのは、「これまでの経緯について」の平成24年12月5日のところでございます。「協議が調わないとき」に該当するという、当審議会

の決定案に基づいて、総務大臣におきまして、第一次の拒否処分を取り消す旨の第一次の決定をしたわけですが、これとの関係で実質的確定力に反する。それから、正当の理由を認めまして、不同意裁定を是とした第二次決定、これに対して東京高等裁判所が不同意裁定部分及び第二次決定を取り消す旨の判決をした、この本件判決、これの拘束力との関係を問題にする主張でございます。

まず第一次決定との関係でございますけれども、これは大臣の拒否処分、今般の争われている拒否処分は、第一次決定がされた後、新たに起きた、先ほどの参加人からの通知書の送付という事実に基づいて、これを理由として、異なる理由によってされたものでありまして、第一次決定の取り消した、第一次の拒否処分と同一の処分を繰り返すものでありませんから、これをもって第一次決定に反するものということとはできないと考えられるところでございます。

なお、行政不服審査に対します決定に、行政法学上のいわゆる実質的確定力が認められるかどうかにつきましては、これは明文の定めがないところでございまして、議論のあるところでございますが、それが認められるかどうかということに関わりなく、そもそも決定との関係から、両者に抵触が認められないというところで処理ができるとしたものでございまして、特に学問上の問題に何か決着をつけているわけではございません。

争点3でございますが、これは本件判決の拘束力との関係でございます。これも似たような構造を持ってございまして、本件の取消判決は、参加人が上板町の区域において再放送に係る同意をしないということについて正当な理由があるとした判断は不合理であるとされて、第二次決定を取り消した判決でございます。

一方、今般争われております第二次の拒否処分は、平成30年10月の段階においては、先ほどの参加人からの通知書の送付という事実によって協議が調

ったと認められるという、また別の理由によりまして、別個の処分をしたものでありますから、本件判決について生じている拘束力に抵触した処分をしたものではないと考えられるところでありまして、この主張もまた採用することはできないものといわざるを得ないわけでございます。

最後に、争点4でございます。これは第二次拒否処分におきます適正手続違反があったという主張でございますけれども、これにつきまして、参加人に対して意見書の提出を求めたことにつきましては、放送法144条2項に基づく意見書の提出の機会を与えることができる場合に当たると考えられますので、問題はないと考えられるところでございます。

それから、審査請求人に改めて意見表明及び弁明の機会を与えなかったことにつきましては、今般の事実関係におきましては、参加人から上申書の形で、審査請求人に対して同意する旨の通知書を内容証明郵便により送付した旨を報告する客観的な文書が提出されてございまして、これによって事実関係が紛れもなく証明されている場合でございますので、重ねて弁明等の機会を一般放送事業者に与えるかどうかということにつきましては、一般にその必要は乏しいものであり、これを与えなかったとしても、総務大臣に委ねられた裁量の逸脱があるとはいえないと考えられるところでございます。

そのほか、第二次拒否処分の手続面につきましても、違法又は不当な点は見いだされないのでございます。

これらのように認定判断いたしまして、結局のところ、総務大臣が拒否処分を行うに当たって行った認定判断は正当である。そして、審査請求人の主張は、いずれも採用することはできないといわざるを得ませんので、この拒否処分を取り消す理由はないと判断いたしました。

この事案は、要するに、既に審査請求人におきまして、参加人、読売テレビの放送法上の同意は獲得している事案でございまして、放送法上の再放送同意

につきまして、もはや審査請求人には不利益は存在しない事案でございます。

以上のように考えて、本件審査請求は棄却するのが相当であるとの意見に至ったものであります。

なお、今般、この審査請求に係る調書についても提出してございます。これはひのきによる審査請求に係る調書の概要という資料を御覧いただきたいと思いますが、4回にわたる審理期日の審理調書、その他の関係の記録をつづった調書でございます。これも併せて提出してございます。

意見書及び調書の概要については以上であります。

○吉田会長 どうも御説明ありがとうございました。本件につきましては、電波法第93条の4の規定に基づきまして、当審議会において、調書及び意見書に基づき裁決案を議決することとされておりまして、今後審議を進めていくこととなりますが、本日の時点で何か御質問等ございましたらお伺いしたいと存じます。

林委員あるいは兼松会長代理からいかがでしょうか。何かございますでしょうか。

○兼松会長代理 兼松でございます。長屋先生、大変ありがとうございました。現時点では質問ございませんので、また勉強してから質問させていただきたいと思っております。

○長屋審理官 恐縮でございます。何かお尋ねがありました際には、側面的に、できることにつきましてお手伝い申し上げたいと存じます。御面倒をおかけいたしますが、どうぞよろしく願いいたします。

○兼松会長代理 こちらこそ、どうぞよろしく願いいたします。

○林委員 同じく林でございます。長屋先生におかれましては、大変御懇篤に今回御説明いただきまして、かつ、意見書を作成いただきまして、大変ありがたく存じております。先生の御厚情に甘えまして、再来週でしたか、打合せを

させていただく機会を頂戴しておりますので、そのときまでにしっかり勉強して、もし質問がありましたら、そのときに再度差し上げたく存じます。どうもありがとうございます。

○長屋審理官 両先生におかれまして、もったいないお言葉でございます。私にできるお手伝いは今後させていただきたいと存じますので、御面倒をおかけいたしますが、何とぞよろしく願いいたします。

○吉田会長 長田委員あるいは日比野委員からは何か御意見等ございますでしょうか。

○長田委員 長田からはございません。

○日比野委員 日比野も特にございません。

○吉田会長 どうもありがとうございました。

それでは、本件につきましては、起草委員を決める必要がございますして、起草委員といたしまして、兼松会長代理と林委員に裁決案の作成をお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。兼松会長代理と林先生、お受けいただけますでしょうか。

○兼松会長代理 はい。私のような者で務まるのか、大変自信ないんですけども、御指名でございますので、精いっぱい務めたいと思います。よろしく願いいたします。

○吉田会長 ありがとうございます。

○林委員 私も大変僭越・恐縮ではございますが、お受けしたいと存じます。

○吉田会長 ありがとうございます。それでは、本当に皆様お忙しいところ、恐縮ではございますが、兼松会長代理、林先生、どうぞよろしく願いいたします。

また、長屋審理官におかれましては、本当に大変な作業、ありがとうございました。まだしばらくはお世話になる可能性もございますが、どうぞよろしく

お願いいたします。

○長屋審理官 恐縮でございます。

○吉田会長 それと、長屋審理官におかれましては、9月11日までの任期と伺っております。これまで主任審理官として、本事案に関しまして、大変長くお務めいただきまして誠にありがとうございました。9月11日で任期を終えられるということで、一言御挨拶を頂戴できればと存じます。よろしくお願いいたします。

○長屋審理官 長屋でございます。2年間にわたります任期を務めることができましたのも、委員の先生方の御指導によるものでございます。そして、ただいままた、吉田会長から身に余るねぎらいのお言葉を頂戴いたしまして、恐縮しているところでございます。

これまでの委員の先生方の御指導に厚くお礼申し上げます。ありがとうございます。

○吉田会長 長期間にわたりまして本当にお世話になりました。どうもありがとうございました。

## 議決事項

審理官の任命について

○高田幹事 では、恐縮ではございますが、続きまして、長屋審理官、藤田審理官におかれましては御退席をお願いいたします。

(藤田審理官、長屋審理官退室)

○吉田会長 それでは、続きまして、審理官の任命に係る議決をお願いしたいと存じます。

先ほど申し上げましたとおり、長屋審理官におかれましては、本年9月11日までの任期となっております。審理官の任命につきましては、電波法第99条の14第3項におきまして、電波監理審議会の議決を経て、総務大臣が任命すると規定されております。今般、総務大臣から同条に基づき、鹿島秀樹弁護士を審理官に任命することについて議決の求めがございました。

電波監理審議会としましては、鹿島弁護士に審理官をお務めいただいておりますが、よろしいでしょうか。

鹿島審理官の履歴書等につきましては、任命についてという資料が、皆様のお手元に届いているかと存じますが、御覧いただきまして、電波監理審議会といたしまして、鹿島弁護士に審理官をお務めいただくことの可否につきまして、御意見をお伺いできればと存じます。

それでは、まず林先生、いかがでしょうか。

○林委員 林でございます。大変御適任の方と存じます。異存ございません。

○吉田会長 ありがとうございます。

長田委員いかがでしょうか。

○長田委員 私も同意いたします。

○吉田会長 ありがとうございます。

では、兼松会長代理、いかがでしょうか。

○兼松会長代理 私も特に異議はございません。

○吉田会長 ありがとうございます。

日比野委員はいかがでしょうか。

○日比野委員 異議ございません。

○吉田会長 ありがとうございます。

それでは、そのように決することといたします。どうもありがとうございました。

## 閉 会

○吉田会長 それでは、本日はこれにて終了いたします。時間が随分延びまして申し訳ございませんでした。答申書及び議決した旨の通知につきましては、所定の手続により事務局から総務大臣宛てに提出してください。

なお、次回の開催は、10月12日月曜日の15時からを予定しております。

それでは、本日の審議会を閉会いたします。長時間にわたりましてどうもありがとうございました。